

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(実績原価方式に基づく平成28年度の接続料の改定等)について

(諮問第3080号)

<目 次>

1	報告書(案)	1
2	申請概要	30
3	審査結果	44
参考		
○	接続料と利用者料金との関係に関する検証	49
別添(大部のため省略)		
○	接続約款変更認可申請書(写) (東日本)	
○	接続約款変更認可申請書(写) (西日本)	

平成28年3月25日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長 辻 正 次 殿

接 続 委 員 会

主 査 相 田 仁

報 告 書 (案)

平成28年1月26日付け諮問第3080号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 今国会に提出された、法人税率を 23.9%から 23.4%へと引き下げることを内容とする「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律案」が成立・施行し、これを踏まえて接続料が再算定された場合には、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更を認可することが適当と認められる（当委員会の考え方は別添1のとおり）。
- 2 提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添2のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添2において対応する当委員会の考え方）。
 - (1) NTT東西に対し、通信路設定伝送機能等のレガシー系設備に係る接続料に関する情報の事前開示について、現在の開示情報に加えて、中長期的な接続料原価の推移の予測に資する情報として、例えば設備更改に係る計画、コスト削減に向けた取組等を開示することにより、接続事業者の予見性をさらに高めるための方策の検討を行い、総務省に報告するよう要請すること（考え方5）。
 - (2) NTT東西に対し、事前設置型の特設公衆電話について、平成27年度下期、平成28年度上期及び下期のその設置の状況等並びにこれを踏まえた今後の取組方針を総務省に報告するとともに、NTT東西自らが公表することを要請すること（考え方6）。

(3) NTT東西に対し、光屋内配線加算額について、事業者説明会の場等において、接続事業者に対してその平均的な使用期間の算出根拠を開示することを要請すること(考え方7)。

考え方

本件申請においては、平成27年3月に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」に基づく平成28年度の税率を前提に接続料が算定されているが、今国会に提出された「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律案」が、平成28年3月1日に衆議院で可決され、現在、参議院で審議されている状況に鑑み、同法案等が成立・施行し、法人税率の引下げ等が確定した場合には、平成28年度の接続料については、これを踏まえて再算定することが適当である。

参考

接続料原価

第一種指定設備管理運営費

他人資本費用

自己資本費用

利益対応税

調整額

- ・事業税
(税率変更: 1.9% → 0.7%)
- ・地方法人特別税
(税率変更: 152.6% → 414.2%)
- ・法人税
(税率変更: 23.9% → 23.4%)
- ・道府県民税※
- ・市町村民税※
- ・地方法人税※

※ 課税標準が法人税額であることによる税額変更

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備
に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方（案）
（実績原価方式に基づく平成 28 年度の接続料の改定等）

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見1 ドライカップや専用線などメタル回線を利用する接続料は、ここ数年、急激な上昇が継続している。公共性の高いサービスにも利用されてもおり、接続料の上昇は社会的な影響も及ぼしかねないことから、コスト負担の在り方等について検討を進めるべき。</p>	<p>再意見1</p>	<p>考え方1</p>	
<p>○ 現在の接続料算定方法の限界について 実績原価方式に基づく現状の接続料算定では、全てのサービスにおいて当該接続料に係る収入が、当該接続料の原価に一致するように定めなければならないと規定されています。このため、レガシー系サービスにおいては需要が減少していく中で接続料が上昇し、接続料の上昇により更に需要が減少するという悪循環の構造となっており、ここ数年接続料の急激な上昇が継続し利用者への提供料金の維持が困難な状況になっています。</p> <p>一方、ドライカップや専用線については需要が減少しているものの未だ利用者は多く、特に専用線におけるデジタルアクセス回線は低速の帯域保証型サービスで、主に金融機関におけるATM向け回線や消防機関等、国民生活に不可欠で公共性の高いサービスに利用されています。このような状況の中で、接続料が上昇していくことは社会に大きな影響を及ぼしかねない深刻な問題と考えます。</p> <p>したがいましてレガシー系サービス維持の期間、代替サービスへの移行又は接続料の在</p>	<p>○ レガシー系サービスについては、お客様のニーズの変化により、例えばドライカップを利用したサービスはF T T Hサービスやモバイル通信サービスへ、専用線は法人向けデータ通信サービスやモバイル通信サービスへの移行が進み、需要の大幅な減少が続いていることから、当社のコスト削減努力を前提としても、今後も接続料水準が上昇していくことは不可避であると考えます。</p> <p>こうした状況下にあっても、接続料は、第一種指定電気通信設備規制にて貸し出しが義務付けられている設備の適正な対価として、実際に要した設備コストを利用に応じて応分にご負担いただくことが原則であり、当社の設備を利用する接続事業者は、当社利用部門同様、利用に応じてご負担いただくを得ないと考えます。</p> <p>いずれにしても、当社としては、引き続き、徹底した効率化努力によりコスト削減に取り組んでいく考えです。</p> <p>その上で、レガシー系サービスの代替サービスへの移行方法等について議論すべきとい</p>	<p>○ メタル回線のコスト負担の在り方については、平成 24 年 11 月から平成 25 年 5 月まで総務省で開催した「<u>メタル回線のコストの在り方に関する検討会</u>」において、<u>コスト負担の更なる適正化及び予見可能性の向上に向けたコストの検証等が行われ、その報告書を踏まえ、メタル回線と光ファイバ回線との間のコスト配賦方法の見直し等が実施された。</u></p> <p><u>今後のメタル回線のコスト負担の在り方等に関する御意見については、総務省において参考とすることが適当である。</u></p> <p>一情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成 27 年 3 月 31 日）別添 2 考え方 2 抜粋一</p> <p>○ メタル回線のコスト負担の在り方については、平成 24 年 11 月から平成 25 年 5 月まで総務省で開催した「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」において、コスト負担の更なる適正化及び予見可能性の向上に向けたコストの検証等が行われ、その報告書を踏まえ、メタル回線と光ファイバ回線との間の</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>り方といった総合的な視点で総務省殿、東日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 東日本殿」といいます。)、西日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 西日本殿」といいます。)(以下併せて「NTT 東西殿」といいます。)及び接続事業者で議論の場を設定し検討すべきと考えます。(ソフトバンク)</p> <p>○ レガシー系設備に係る接続料算定ルールの見直しについて (1) 接続料算定ルール見直しの議論の場の設定 実績原価方式に基づく現状の接続料算定では、全てのサービスにおいて当該接続料に係る収入が当該接続料の原価に一致するように定めなければならないと規定されています。このため、レガシー系サービスは、マイグレーションの進行により需要が減少していく中で接続料が上昇し続けており、利用者への提供料金の維持が困難な状況になっています。 したがいまして、総務省殿を中心に PSTN マイグレーションに係る円滑な移行の在り方に関する検討会等の場において、コア網だけでなくレガシー系サービスに係るアクセス回線についての新しい料金算定ルールの在り方について議論し、検討を進めるべきと考えます。(ソフトバンク)</p> <p>○ 専用線の整理品目化及び代替サービスへの移行について 専用線においてはイーサネットサービスや IP サービス等の光ファイバを利用した代替サ</p>	<p>うご意見については、FTTHサービスや法人向けデータ通信サービス、モバイルデータ通信サービスといった代替サービスへの移行提案を含め、ユーザに対してどのようなビジネスモデルでサービスを提供していくのかは、各事業者の営業戦略そのものであり、各事業者がその戦略に基づいて対処すべき問題であると考えます。</p> <p>また、専用線等に関わる接続料原価推移を予測・開示すべきとのご意見については、数年先までの接続料原価の予測は、当社の設備更改やコスト削減の取り組みだけではなく、接続事業者及び当社利用部門の需要動向や自己資本利益率の状況などによっても大きく変動するものであり、そういった不確定な数値を公表することは、かえって接続事業者の混乱を招く虞があることから、当社としてそういった予測を行い、開示することは適切ではないと考えます。</p> <p>一方で、接続事業者の予見性を向上させる観点から、これまでも接続料の認可申請に先立ち、ドライカッパ、接続専用線、メガデータネッツ等の原価、需要、単価等を事前開示してきましたが、今後についても、レガシー系設備の接続料に係る情報の開示については、可能な限り対応していく考えです。</p> <p>【参考】専用線（通信路設定伝送機能）の需要の推移</p>	<p>コスト配賦方法の見直し等が実施された。 今後のメタル回線のコスト負担の在り方に関する御意見については、総務省において参考とすることが適当である。</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無																						
<p>ービスへの移行が進み需要が減少していますが、接続料の上昇により利用者に過度な料金負担が生じないように、需要が一定程度まで減少した場合は整理品目化等を実施し、期限を定めて代替サービスへの移行を実施する具体的な方策の議論を進めていくべきと考えます。その際に、代替サービスがない提供エリアにおけるサービス提供方法等については、総務省殿が主導となり、NTT 東西殿並びに接続事業者等の関係者で議論する場を設けることが適切と考えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p>	<p>◆東日本</p> <table border="1" data-bbox="790 268 1352 387"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">H23年9月末</th> <th rowspan="2">H26年9月末</th> <th colspan="2">H23.9⇒H26.9</th> </tr> <tr> <th>増減</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専用線の契約回線数</td> <td>239,406</td> <td>195,078</td> <td>▲44,328</td> <td>▲18.5%</td> </tr> <tr> <td>利用部門</td> <td>148,665</td> <td>129,861</td> <td>▲18,804</td> <td>▲12.6%</td> </tr> <tr> <td>接続事業者</td> <td>90,741</td> <td>65,217</td> <td>▲25,524</td> <td>▲28.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ レガシー系サービスについては、お客様のニーズの変化により、例えばドライカップパを利用したサービスはF T T Hサービスやモバイル通信サービスへ、専用線は法人向けデータ通信サービスやモバイル通信サービスへの移行が進み、需要の大幅な減少が続いていることから、当社のコスト削減努力を前提としても、今後も接続料水準が上昇していくことは不可避であると考えます。</p> <p>こうした状況下にあっても、接続料は、第一種指定電気通信設備規制にて貸し出しが義務付けられている設備の適正な対価として、実際に要した設備コストを利用に応じて応分にご負担いただくことが原則であり、当社の設備を利用する接続事業者は、当社利用部門同様、利用に応じてご負担いただくざるを得ないと考えます。</p> <p>いずれにしても、当社としては、引き続き、徹底した効率化努力によりコスト削減に取り組んでいく考えです。</p> <p>その上で、レガシー系サービスの代替サービスへの移行方法等について議論すべきというご意見については、F T T Hサービスや法人向けデータ通信サービス、モバイルデータ通信サービスといった代替サービスへの移行提案を含め、ユーザに対してどのようなビジネスモデルでサービスを提供していくのか</p>		H23年9月末	H26年9月末	H23.9⇒H26.9		増減	増減率	専用線の契約回線数	239,406	195,078	▲44,328	▲18.5%	利用部門	148,665	129,861	▲18,804	▲12.6%	接続事業者	90,741	65,217	▲25,524	▲28.1%		
	H23年9月末				H26年9月末	H23.9⇒H26.9																			
		増減	増減率																						
専用線の契約回線数	239,406	195,078	▲44,328	▲18.5%																					
利用部門	148,665	129,861	▲18,804	▲12.6%																					
接続事業者	90,741	65,217	▲25,524	▲28.1%																					

意見	再意見	考え方	修正の有無																						
	<p>は、各事業者の営業戦略そのものであり、各事業者がその戦略に基づいて対処すべき問題であると考えます。</p> <p>また、専用線等に関わる接続料原価推移を予測・開示すべきとのご意見については、数年先までの接続料原価の予測は、当社の設備更改やコスト削減の取り組みだけではなく、接続事業者及び当社利用部門の需要動向や自己資本利益率の状況などによっても大きく変動するものであり、そういった不確定な数値を公表することは、かえって接続事業者の混乱を招く虞があることから、当社としてそういった予測を行い、開示することは適切ではないと考えます。</p> <p>一方で、接続事業者の予見性を向上させる観点から、これまでも接続料の認可申請に先立ち、ドライカップ、接続専用線、メガデータネット等の原価、需要、単価等を事前開示してきましたが、今後についても、レガシー系設備の接続料に係る情報の開示については、可能な限り対応していく考えです。</p> <p>【参考】専用線（通信路設定伝送機能）の需要の推移</p> <p>◆西日本</p> <table border="1" data-bbox="786 1153 1357 1273"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">H23年9月末</th> <th rowspan="2">H26年9月末</th> <th colspan="2">H23.9⇒H26.9</th> </tr> <tr> <th>増減</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専用線の契約回線数</td> <td>238,161</td> <td>202,976</td> <td>▲35,185</td> <td>▲14.8%</td> </tr> <tr> <td>利用部門</td> <td>148,636</td> <td>133,267</td> <td>▲15,369</td> <td>▲10.3%</td> </tr> <tr> <td>接続事業者</td> <td>89,525</td> <td>69,709</td> <td>▲19,816</td> <td>▲22.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(NTT西日本)</p> <p>○ 接続料の急激な上昇は、利用者料金の値上げや事業の撤退等が生じ、結果として利用者利便を損ねる懸念があるとともに、接続事業</p>		H23年9月末	H26年9月末	H23.9⇒H26.9		増減	増減率	専用線の契約回線数	238,161	202,976	▲35,185	▲14.8%	利用部門	148,636	133,267	▲15,369	▲10.3%	接続事業者	89,525	69,709	▲19,816	▲22.1%		
	H23年9月末				H26年9月末	H23.9⇒H26.9																			
		増減	増減率																						
専用線の契約回線数	238,161	202,976	▲35,185	▲14.8%																					
利用部門	148,636	133,267	▲15,369	▲10.3%																					
接続事業者	89,525	69,709	▲19,816	▲22.1%																					

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>者の事業運営に大きな影響を与えることとなるため、接続料の急激な変動に対する一定の配慮は必要なものの、メタルから光ファイバへのマイグレーションが進展している中においては、競争を維持しつつ利用者利便を確保しながら、利用者が光ファイバのような新しいサービスに円滑に移行できるような対応を行うことが重要です。</p> <p>そのためには、メタルからのマイグレーション先である光ファイバに係る各種接続料・工事費について更なる低廉化を図ることが必要であり、低廉化を図ることによって、新規参入による競争の維持や一層の促進、メタルから光ファイバへの円滑なマイグレーションが行われ、利用者利便の向上につながると考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 接続料の急激な上昇は、接続事業者の事業運営に大きな影響を与え、利用者料金の値上げや利用者に代替サービスを提供できないまま接続事業者が事業から撤退せざるを得ない事態になることも想定されるため、整理品目化の検討や代替サービスへの移行方法等の具体的な方策について、NTT 東西並びに接続事業者間等関係者で議論することが必要と考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ <ソフトバンク株式会社 様></p> <p>1. 現在の接続料算定方法の限界について</p> <p>「・・・したがいましてレガシー系サービス維持の期間、代替サービスへの移行又は接続料の在り方といった総合的な視点で総務省</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>殿、東日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 東日本殿」といいます。)、西日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 西日本殿」といいます。)(以下併せて「NTT 東西殿」といいます。)及び接続事業者で議論の場を設定し検討すべきと考えます。」</p> <p>⇒ 上記の意見に賛同いたします。</p> <p>NTT 東西殿および関連する事業者や団体等も加えて議論する場が必要と考えます。</p> <p>その上で、利用者への影響が少なくなるように、サービスの維持期間、代替サービスへの移行候補、時期などの選択肢を早めに提示されることを望みます。</p> <p>(一般社団法人テレコムサービス協会)</p> <p>○ 金融機関における ATM 向け回線で多く利用されている高速デジタル専用線(デジタルアクセス回線)等に関する、実績原価方式に基づく接続料算定方式による毎年の価格の見直しにおいては、ここ数年接続料の急激な上昇が継続しています。これは利用者からの収入が接続料原価と一致するよう規定されている中、高速デジタル専用線を含むレガシー系サービスの需要が減少し、結果、利用者の負担が大きくなる構造となっているものと考えます。</p> <p>しかしながら、利用者の減少傾向があるものの、これらサービスは低速の帯域保証型となっており、上記 ATM 向け回線他多くの公共性の高いサービスに広く利用されており、こうした目的での利用者は一方で増加傾向にあります。</p> <p>このような状況下において、接続料の継続的な上昇は、以下の観点より、社会経済に大きな</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>影響を及ぼしかねない深刻な問題と考えます。</p> <p>1. 同等レベルの代替サービスの不存在 現時点において、現状の料金水準及び品質を維持できる代替となるサービスがありません。料金水準の維持を考慮した場合、無線回線等の利用が考えられますが、品質面の劣化は否めず、また、利用者側においてセキュリティ上の不安が拭えない状況にあります。一方、同等以上の品質維持を考慮すると、イーサネット等の光ファイバの利用をせざるを得ませんが、この場合は利用者に過度な料金増額を強いることとなります。</p> <p>2. 代替サービスへの移行期間の長期化 仮に、利用者が、上記 1 で述べたいずれかの問題を受容しつつ、現時点で考えられる代替サービスへ移行する事となったとしても、ATM 向け回線をすべて移行するには、複数年にわたる相当な移行期間がかかる事となります。現在、金融機関 ATM は 24 時間 365 日の稼働をしているケースがほとんどで、国民生活に欠かせない非常に重要な社会インフラとして位置づけられています。回線を変更するに当たっては、ATM の稼働を止める必要があり、この ATM の稼働停止には FISC ガイドラインに準拠する為の制限等により、通常 ATM のメンテナンス時に合わせて実施する必要があります。また、回線変更のみの作業を実施する場合であっても、警備系、システム系等の複数の関係する業者の立合い等が必要となり、複数万台を超える ATM 向け回線の移行完了には、当作業における複数の業者の拘束とその作業自体の長期化を回避することは不可能な状況となります。</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>(I I J グローバルソリューションズ)</p> <p>○ レガシーサービスについては NTT の維持負荷が大きいので、他社に相応の負担を求める事は問題ないとする。(ただし公衆電話等については公共性あるものであるため、NTT には消費者が利用する場合には一程度で負担を抑えるようにしていただきたい。)</p> <p>(個人)</p>		
<p>意見 2 専用線をスタックテストの検証区分に改めて追加した上で、利用者料金から営業費の基準値を差し引いた金額を接続料の上限として、プライスカップを設定すべき。また、これ以外にも、レガシー系サービスの接続料算定ルールの見直しを検討すべき。</p>	<p>再意見 2</p>	<p>考え方 2</p>	
<p>○ (2) 専用線の接続料に係るプライスカップ設定</p> <p>代替サービスへの移行期間においては、円滑で着実な移行を実施するために接続料の急激な上昇を抑制する措置が必要と考えます。そのため、例えば、接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)においては、利用者料金と接続料の差分を営業費相当とみなし、当該営業費相当分が営業費の基準値(20%)を下回らないものであるか否かを検証することにより接続料水準の妥当性を検証していますが、この基準を接続料の上限とするのも一案と考えます。</p> <p>専用線は平成 21 年 3 月の「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」改定において、「利用者に及ぼす影響の度合いが低くなっており、接続料水準の妥当性を判断する必要性も</p>	<p>○ 再意見 1 のとおり。(NTT 東日本)</p> <p>○ 再意見 1 のとおり。(NTT 西日本)</p>	<p>○ スタックテストは、接続料水準が接続料設定事業者と接続事業者との間に不当な競争を引き起こさないものであること(接続料規則第 14 条第 4 項)を確認するために実施するものである。</p> <p>「<u>接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン</u>」(平成 24 年 7 月策定)では、<u>その対象範囲を、①新規に接続料が設定された機能を利用して提供されるサービス、②接続料の算定方法が変更された機能を利用して提供されるサービス、③将来原価方式により算定された機能を利用して提供されるサービスのうち、市場が拡大傾向にあるものを基本として、総務省が毎年度決定することとしている。</u></p> <p>専用サービスについては、回線数が大きく減少したこと、IP-VPN等の法人向けデータ伝送サービスへの移行が顕著であること</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>相対的に低下している」という考えからスタックテストの対象外となった経緯がありますが、その後、専用線の接続料は大幅に上昇し、光ファイバを利用した代替サービスへの移行へ向けた対応等をせざるを得ない状況となっています。このようにスタックテストの対象外とした当時とは大きく状況が変わり利用者へ影響が相当大きいものとなってきているため、改めて専用線を検証区分に追加してスタックテストを実施し、プライスカップの設定を検討すべきと考えます。</p> <p>また、前記した方策以外でも海外の事例も参考にしながら多角的にレガシー系サービスに関する接続料算定ルールの見直しを検討する必要があります。（ソフトバンク）</p>		<p>から、利用者に及ぼす影響の度合いが低くなったことを理由に、平成 21 年度に特定電気通信役務の対象から外れたこと等を踏まえ、<u>接続料水準の妥当性を判断する必要性が相対的に低下したと考えられたことから、スタックテストの対象から外された経緯がある。</u></p> <p><u>現時点では、上記の状況に変化はなく、専用サービスに利用される機能に係る接続料の算定方法についても変更はないことから、平成 28 年度接続料に係るスタックテストにおいて、専用サービスを検証の対象とする必要はないものとする。</u></p> <p>○ <u>また、接続料規則では、各機能の接続料に係る収入が、当該接続料の原価に一致するように定めることとされているが、専用線の接続料にプライスカップを適用した場合、これらは一致しないこととなることから、適当ではないものとする。</u></p> <p>○ レガシー系サービスに関する接続料算定ルールの見直しを検討する必要があるとの御意見については、考え方 1 のとおり。</p> <p>—情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成 26 年 3 月 31 日）別添 2 考え方 9 抜粋—</p> <p>○ スタックテストは、接続料水準が接続料設定事業者と接続事業者との間に不当な競争を引き起こさないものであること（接続料規則第 14 条第 4 項）を確認するために実施するものであり、「接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）の運用に関するガイドライン」（平成 24 年 7 月策定）では、</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
		<p>その対象範囲を、①新規に接続料が設定された機能を利用して提供されるサービス、②接続料の算定方法が変更された機能を利用して提供されるサービス、③将来原価方式により算定された機能を利用して提供されるサービスのうち、市場が拡大傾向にあるものを基本として、総務省が毎年度決定することとしている。</p> <p>専用サービスについては、利用者に影響を及ぼす度合いが低くなったことを理由に特定電気通信役務の対象から外れたこと等を踏まえ、接続料水準の妥当性を判断する必要性も相対的に低下したと考えられたことから、平成20年度以降はスタックテストの対象から外された経緯がある。</p> <p>現時点では、上記の状況に変化はなく、また、専用サービスに利用される機能に係る接続料の算定方法に変更はないことから、平成26年度接続料に係るスタックテストにおいて、専用サービスを検証の対象とする必要はないものと考えられる。</p>	
<p>意見3 積極的な投資を行わないレガシー系サービスについて、新規投資が必要な新しいサービスとは異なる自己資本利益率を適用すること等について検証すべき。</p>	<p>再意見3</p>	<p>考え方3</p>	
<p>○ (3) レガシー系設備に係る接続料算定に適用する報酬率の検証</p> <p>レガシー系設備に係る接続料の上昇要因の一つに報酬額の大幅な増加があります。NTT 東西殿が設備管理運営費を削減している場合でも、報酬額の増加がそれを打ち消し、原価の削減効果が得られないケースもあります。</p> <p>報酬率についてはこれまでも様々な議論が</p>	<p>○ 自己資本費用は、接続会計規則に則り、設備区分毎の正味固定資産額をもとに算定していることから、設備毎の設備投資の実態が反映されたものとなっており、適切であると考えます。(NTT東西)</p> <p>○ 左記意見のとおり、レガシー系設備に係る</p>	<p>○ 網使用料の自己資本利益率の算定に当たっては、接続料規則において、「CAPM的手法により計算される期待自己資本利益率[*]の過去3年間の平均値」または「主要企業の過去5年間の平均自己資本利益率」のいずれか低い方を上限とした合理的な値とすることとされており、平成28年度接続料算定においてもこれに基づいて算定されている。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>ありますが、積極的な投資を行わないレガシー系サービスにおいては、新規投資が必要な新しいサービスとは異なる自己資本利益率を適用すること等について検証する必要があると考えます。 (ソフトバンク)</p>	<p>接続料の上昇要因の一つに報酬額の大幅な増加があります。</p> <p>報酬額を算定するための資本構成比は、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比ではなく、レートベースに含まれない流動資産を全て「有利子負債以外の負債」から圧縮した資本構成比が採用されています。しかし、一般的に資金調達手段ごとにその用途が明確になっていることは期待し難く、NTT 東・西のレートベースを構成する資産についても自己資本又は他人資本のどちらから調達されているか明確にはなっていないと考えます。そのため、レートベースに含まれない流動資産を全て「有利子負債以外の負債」から賅ったと仮定することには恣意性があり、結果的に実態に即さない高額な報酬となっている可能性が否めません。</p> <p>もし、レートベースに含まれない流動資産を現在の算定のように「有利子負債以外の負債」から全て圧縮する場合は、裁量排除の観点から、圧縮される対象の流動資産に何が含まれているのかを開示した上で、その資産に充てる資金調達の方法が「有利子負債以外の負債」であることを明確にする必要があると考えます。</p> <p>これを明確にすることができないのであれば、検証可能性の確保及び裁量排除の観点から、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いることが妥当ではないかと考えます。 (KDDI)</p>	<p>○ <u>レガシー系設備に係る接続料の算定に当たり、異なる自己資本利益率を適用すること等について検証するべきとの御意見については、総務省において参考とすることが適当である。</u></p> <p>※ CAPM的手法により計算される期待自己資本利益率 = リスクの低い金融商品の平均金利 + β × (他産業における主要企業の平均自己資本利益率 - リスクの低い金融商品の平均金利)</p>	
<p>意見4 報酬額を算定するための資本構成比について、裁量排除の観点等から、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用い</p>	<p>再意見4</p>	<p>考え方4</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>ることが妥当。</p> <p>○ 現在、NTT 東・西の接続料に係る報酬額を算定するための資本構成比は、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比ではなく、レートベースに含まれない流動資産を全て「有利子負債以外の負債」から圧縮した資本構成比が採用されています。</p> <p>これは、レートベースの構成資産に係る資金調達の実態をできるだけ反映した資本構成比とするという考え方をとっているものと思われ、例えば、「固定資産は長期にわたって保有される性格のものであるため、これを調達するための資金は長期に安定した調達手段によるのが望ましい」という一定の経営理論に基づき、固定資産は原則自己資本から、流動資産は残りの他人資本から賅われるという仮定で、資本構成比が算出されているものと考えられます。</p> <p>しかしながら、一般的に資金調達手段ごとにその用途が明確になっていることは期待し難いため、レートベースに含まれない流動資産を全て「有利子負債以外の負債」から賅ったと仮定することには恣意性があり、結果的に実態に即さない高額な報酬となっている可能性が否めません。</p> <p>接続料規則においては、他人資本比率は、「負債の額が負債資本合計の額に占める割合の実績値を基礎として算定する」（第十一条第6項）、自己資本比率は、「一から他人資本比率を差し引いたものとする」（第十二条第2項）と規定されておりますが、上述のNTT 東・西の資本構成比の算出が、この「実績値を基礎」とした考え方からも乖離している懸念があります。</p>	<p>○ 接続料算定上のレートベースに対応する資本構成比の算定については、そのレートベースが機能提供に真に必要な範囲での資産に限定されていることから、貸借対照表の数値を圧縮してレートベースの価額と貸借対照表の総額を一致させることで、適切な接続料算定を実施しています。</p> <p>具体的には、自己資本と有利子負債は貸借対照表上の数値をそのまま用いた上で、その他の負債を圧縮しています。これは、接続料算定においてレートベースとして認められているものが電気通信事業固定資産を大宗とする機能提供に真に必要な範囲での資産であり、これに対応する資本費用等の算定を行うにあたっては、資金調達の実態を可能な限り反映することが合理的であるとの考えによるものです。</p> <p>本方法については、自己資本及び有利子負債の額が貸借対照表上で開示されていることから外部からも検証可能であり、裁量排除の観点から見直すべきという指摘はあたらないものと考えます。 (NTT東西)</p> <p>○ KDDI 殿の意見に賛同します。KDDI 殿のご指摘のように、レートベースに含まれない流動資産を全て「有利子負債以外の負債」から賅ったとしながらサービス毎の特性に関しては考慮しておらず、必ずしも資本構成比の実態に即しているとは言えないことから、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いることが実情に照らし適切であると考えます。</p>	<p>○ 利潤の算定に当たっては、資本構成比を用いる必要があるが、この比率に係る考え方として、主に、<u>レートベースの構成資産に係る資金調達の実態等をできるだけ反映させた資本構成比を用いる方法と、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いる方法が存在する。</u></p> <p>○ <u>貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いる方法は、公にされる会計報告上の貸借対照表上の資本構成比を用いるため、その算定に事業者の裁量が入る余地はないものの、レートベースの構成資産に係る資金調達の実態を必ずしも厳密に反映するわけではないとの指摘がある。</u></p> <p>○ 他方、<u>NTT東西が今回の申請に用いたレートベースの構成資産に係る資金調達の実態等を反映させた資本構成比を採用する方法は、レートベースの構成資産が他人資本又は自己資本のいずれによって調達されたのかを正確に把握することは期待しがたく、資本構成比を算出するに当たって、事業者の裁量が介在する余地が存在するとの指摘があるものの、資金調達の実態を踏まえた算定を行うという観点からは一定の合理性が認められるもの</u>と考える。</p> <p>○ <u>報酬額を算定するための資本構成比について、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いるべきとの御意見については、総務省において参考とすることが適当である。</u></p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>具体的には、レートベースに含まれない流動資産を「有利子負債以外の負債」から全て圧縮することによって、レートベースに対応する資本構成は、自己資本、有利子負債及び退職給付引当金のみとなっておりますが、レートベースには運転資本（当該機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な期間（45.625日）における、当該機能の管理運営に不可欠な営業費用）も含まれております。固定資産を原則自己資本で賄う仮定だとすると、運転資本を賄うものは、流動負債だと1年以内に期限到来の関係会社長期借入金等しかなく、後は固定負債の関係会社長期借入金等又は退職給付引当金しかありません。</p> <p>これは、例えば、ベンチャー企業や業績が悪化して資金繰りが苦しい企業などが資金回収までの期間の運転資本を外部融資等の他人資本で賄うことは考えられても、NTT東・西のような安定した大企業が資金回収までの期間の運転資本を外部融資や退職給付引当金で調達しているとは考えにくいと、資金調達の実態を反映したものとは言い難く、資本構成比の算定に恣意性が働いている懸念があります。</p> <p>もし、レートベースに含まれない流動資産を現在の算定のように「有利子負債以外の負債」から全て圧縮する場合は、裁量排除の観点から、圧縮される対象の流動資産に何が含まれているのかを開示した上で、その資産に充てる資金調達の方法が「有利子負債以外の負債」であることを明確にする必要があると考えます。</p> <p>これを明確にすることができないのであれ</p>	<p>(ソフトバンク)</p>		


意見	再意見	考え方	修正の有無															
<p>ば、検証可能性の確保及び裁量排除の観点から、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いることが妥当ではないかと考えます。</p> <p><NTT東日本の場合 平成28年度接続料算定に係る資本構成比> レートベース (資本構成)</p> <table border="1" data-bbox="159 422 743 911"> <tr> <td>貯蔵品 24,561</td> <td rowspan="2">有利子負債 588,213</td> <td rowspan="2">流動負債 1年以内に期限到来の 関係会社長期借入金 96,820</td> </tr> <tr> <td>投資等 3,595</td> </tr> <tr> <td>運転資本 119,982</td> <td rowspan="2">固定負債 関係会社長期借入金 489,865</td> <td>リース債務 441</td> </tr> <tr> <td>H26稼働 電気通信事業固定資産 2,770,771</td> <td>リース債務 1,086</td> </tr> <tr> <td></td> <td>退職給付引当金 141,099</td> <td>固定負債</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自己資本 2,189,597</td> <td></td> </tr> </table> <p>(単位：百万円)</p> <p>※網使用料算定根拠及び決算公告の貸借対照表から作成 (KDDI)</p>	貯蔵品 24,561	有利子負債 588,213	流動負債 1年以内に期限到来の 関係会社長期借入金 96,820	投資等 3,595	運転資本 119,982	固定負債 関係会社長期借入金 489,865	リース債務 441	H26稼働 電気通信事業固定資産 2,770,771	リース債務 1,086		退職給付引当金 141,099	固定負債		自己資本 2,189,597				
貯蔵品 24,561	有利子負債 588,213			流動負債 1年以内に期限到来の 関係会社長期借入金 96,820														
投資等 3,595																		
運転資本 119,982	固定負債 関係会社長期借入金 489,865	リース債務 441																
H26稼働 電気通信事業固定資産 2,770,771		リース債務 1,086																
	退職給付引当金 141,099	固定負債																
	自己資本 2,189,597																	
<p>意見5 通信路設定伝送機能等のレガシー系設備に係る接続料について、NTT東西は、接続事業者の予見性を確保する観点から、将来の接続料原価の推移を予測し、接続事業者に開示するべき。</p>	<p>再意見5</p>	<p>考え方5</p>																
<p>○ レガシー系設備に係る接続料の予見性確保について 実績原価方式に基づいて算定されているメタル回線や専用線等のレガシー系設備に係る接続料については、自己資本利益率の上昇による報酬額の増加及び調整額に加え、需要減少の影響により、大幅な値上がり傾向が継続しており、予見性が確保されていない現状で</p>	<p>○ 再意見1のとおり。 (NTT東日本)</p> <p>○ 再意見1のとおり。 (NTT西日本)</p> <p>○ 接続専用線及びメガデータネットの接続料については、今後も需要減少により更なる接</p>	<p>○ 通信路設定伝送機能等のレガシー系設備に係る接続料に関する情報の事前開示については、平成26年度接続料の改定等に伴う接続約款の変更認可の際、当審議会において、「NTT東西においては、需要が減少するサービスに係る接続料については、接続料の認可申請よりも可能な限り早い時期に、接続料算定に用いられる需要に係る情報を接続事業者</p>	<p>無</p>															

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>は事業計画への反映ができないといった多大な影響を与えています。</p> <p>特に、専用線(通信路設定伝送機能)のデジタルアクセス(64kbps)の接続料については、平成24年度適用料金と平成28年度適用料金を比較した場合、NTT東日本殿で+63.2%、NTT西日本殿で+99.4%と大きく上昇しており、接続事業者にとって全く予測ができないものとなっています。</p> <p>一方、NTT東西殿の接続約款変更の認可申請等に関する説明会において、専用線の料金水準の上昇要因の一つとして設備更改を実施した旨の説明がありました。このような設備更改は計画的に実施されることから、NTT東西殿は予め設備更改による接続料原価の増加を予測できたものと考えられます。</p> <p>平成24年度より、メタル回線、専用線の接続料に関する情報について、毎年10月末に情報開示されているものの、接続事業者は利用者との間で複数年に渡り利用契約を行っている実態があります。また、今後レガシー系サービスの事業の継続性について慎重かつ早急に検討する必要もあるため、接続事業者の将来的な予見性確保の観点から、NTT東西殿においては設備更改の計画及びコスト削減の目標等を考慮した4~5年先までのレガシー系設備に係る接続料原価の推移の予測を実施し、接続事業者と共有すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p> <p>○ 今回申請された平成28年度の通信路設定伝送機能の接続料は、前年比でNTT東日本+15.3%、NTT西日本+23.4%(高速デジタル64kb/s、エコノミークラス、タイプ2、同一MA</p>	<p>続料の上昇が見込まれることから、左記意見のとおり、接続事業者の中期的な予見性を高めるために、一定の試算前提を置いたうえで、NTT東・西が現状把握しうる要因(設備更改の影響等)を反映させた3~5年程度の原価予測を開示することが必要です。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 当面の間、高速デジタル専用線の利用継続は避けられない状況であります。一方で現在の実績原価方式に基づく接続料金算定による接続料の上昇が実施され続けたとすれば、電気通信事業者としてのサービス料金に反映せざるを得ませんが、かかる料金上昇が十全に利用者の理解を得られるとは思われません。その際には、電気通信事業者自身が自ら料金上昇分を吸収することがいずれ不可能になることから、サービスを提供する経済合理性が失われます(既に失われつつあるのが現状です。)。そうなった場合、電気通信事業者としては、利用者に対して、大幅な料金上昇を受容するか、サービスの廃止を受容するかといういずれかの選択を迫らざるを得ず、どちらが選択されたとしても、金融機関ATMサービスの国民への提供等について良からぬ影響を与えることが想起されます。</p> <p>この様な状況を自由競争原理のみで回避することは困難と思われ、問題の解決の為に総務省殿が中心となり、高速デジタル専用線と同等の料金水準及び品質を実現する代替サービス、移行期間における支援措置等、接続事業者、通信事業者、利用者等との議論の場を設定し検討すべきと考えます。</p> <p>(I I Jグローバルソリューションズ)</p>	<p>開示する等、接続事業者の予見性を高めるための方策について検討することが適当」である旨の考え方を示している。これを踏まえ、NTT東西が平成26年度以降、通信路設定伝送機能等のレガシー系設備に係る接続料に関する情報を事前に開示したことは、接続事業者の予見性を高めるために講じられた方策として評価できるものであり、NTT東西においては、今後とも、需要が減少するサービスに係る接続料について、同様の取組の実施を検討することが適当と考える。</p> <p>○ また、これに加えて、<u>NTT東西においては、中長期的な接続料原価の推移の予測に資する情報として、例えば設備更改に係る計画、コスト削減に向けた取組等を開示することにより、接続事業者の予見性をさらに高めるための方策の検討を行い、その結果を総務省に報告することが適当と考える。(要請)</u></p> <p>—情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成26年3月31日)別添2 考え方7抜粋—</p> <p>○ 一方、IP化の進展等に伴って需要が減少するサービスについては、接続事業者から、利用者が代替サービスへと円滑に移行できるような対応を行うことが重要と指摘されていることを踏まえれば、接続事業者の予見性をできる限り高めることが望ましい。</p> <p>こうした観点から、NTT東西においては、需要が減少するサービスに係る接続料について、接続料の認可申請よりも可能な限り早い時期に、接続料算定に用いられる需要に係る情報を接続事業者が開示する等、接続事</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>内)と、NTT 東・西共に大幅な上昇となっております。また、平成 25 年度の接続料と比較すると、NTT 東日本+73%、NTT 西日本+107%となっております。この 3 年間で接続料がほぼ倍となっております。</p> <p>接続料の急激な上昇は、接続事業者の事業運営に大きな影響を与え、利用者料金の値上げや利用者に代替サービスを提供できないまま接続事業者が事業から撤退せざるを得ない事態になることも想定されるため、NTT 東・西においては、これまでの総務省からの要請事項を踏まえ、より一層のコスト削減を図り、接続料の急激な上昇を抑制していただくことが必要です。</p> <p>一方で、接続事業者の予見性を高める方策として、平成 26 年 3 月 31 日付け情報通信行政・郵政行政審議会の答申の考え方を踏まえ、昨年度に引き続き、接続料の認可申請前の段階（H27 年 10 月末）で、接続専用線に係る原価及びその内訳、機能別回線数、単価（H28 年度接続料算定に係るもの）が開示されました。また、今年度については、平成 27 年 3 月 31 日付け情報通信行政・郵政行政審議会の答申の考え方を踏まえ、新たにメガデータネットに係る原価等についても開示されるなど、接続事業者の予見性を高める取り組みとして評価できるものであり、来年度以降も継続して開示される必要があると考えます。</p> <p>あわせて、接続専用線及びメガデータネットの接続料については、今後も需要減少により更なる接続料の上昇が見込まれることから、接続事業者の中期的な予見性を高めるために、一定の試算前提を置いたうえで、NTT 東・西が現状把握しうる要因（設備更改の影</p>	<p>○ KDDI 殿の意見に賛同します。今後も需要減に伴う接続料の上昇が見込まれるレガシー系サービスについては、平成 24 年度接続料に係る答申において要請されていますように、NTT 東西殿においては、引き続き、トラヒック・回線数の減少に応じて、より一層のコスト削減効果が出せるように努めて頂く必要があると考えます。</p> <p>NTT 東西殿が実施する接続約款変更の認可申請等に関する説明会において、レガシー系サービスに係る接続料の上昇について全般的に「需要の減少がコストの削減を上回った」等のご説明が淡々と繰り返される状況が続いています。</p> <p>そのため、コスト削減をより実効的なものにするためには、具体的な指標（〇〇%削減（一例として、「前年度の当該サービスの需要減率×(1-原価に占める減価償却費等比率)」）という数値目標）を毎年公表し、その結果を総務省殿にて検証する等、コスト削減インセンティブを働かせるような方策が必要と考えます。 (ソフトバンク)</p> <p>○ KDDI 殿の意見に賛同します。当社の意見書でも述べていますが、接続料の上昇は接続事業者の事業計画に多大な影響を与えるため、中長期的な予見性確保の観点から、NTT 東西殿においては、設備更改の計画やコスト削減目標等の可能な限り把握しうる要因を反映した 3～5 年程度の原価予測を開示すべきと考えます。</p> <p>なお、原価の予測は通信路設定伝送機能に</p>	<p>業者の予見性を高めるための方策について検討することが適当である。</p> <p>－情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成 27 年 3 月 31 日）別添 2 考え方 3 抜粋－</p> <p>○ 通信路設定伝送機能の接続料に係る情報の事前開示については、実績原価方式に基づく平成 26 年度の接続料の改定等に伴う接続約款の変更認可の際に、当審議会の考え方として、「NTT 東西においては、需要が減少するサービスに係る接続料について、接続料の認可申請よりも可能な限り早い時期に、接続料算定に用いられる需要に係る情報を接続事業者が開示する等、接続事業者の予見性を高めるための方策について検討することが適当である」との考え方を示している。これを踏まえ、NTT 東西が平成 26 年 10 月に情報を事前開示したことは、接続事業者の予見性を高めるために講じられた方策として評価できるものであり、NTT 東西においては、今後とも、需要が減少するサービスに係る接続料について、同様の取組の実施を検討することが適当と考える。</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無									
<p>響等)を反映させた3~5年程度の原価予測を開示することが必要です。 (KDDI)</p>	<p>限らずレガシー系サービス全般において実施し、接続事業者と共有すべきです。 (ソフトバンク)</p>											
<p>意見6 特設公衆電話に係る将来の設置計画を示すべき。</p>	<p>再意見6</p>	<p>考え方6</p>										
<p>○ 特設公衆電話のアクセス回線コストに係る原価参入について 特設公衆電話に係るアクセス回線コストについては公衆電話接続料に加算して算定されていますが、特設公衆電話の設置数の増加に伴い公衆電話機能に含む特設公衆電話の料金も増加してきています。したがって NTT 東西殿においては今後も増加が見込まれる特設公衆電話に係る将来の設置計画を示すとともに、不必要な設置が生じないよう適切に対応して頂きたいと考えます。</p> <p>アナログ公衆電話における特設公衆電話に係る料金額(単位:円/3分)</p> <table border="1" data-bbox="174 884 739 973"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 28 適用料金</th> <th>平成 27 適用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NTT 東日本殿</td> <td>10.89</td> <td>5.96</td> </tr> <tr> <td>NTT 西日本殿</td> <td>7.92</td> <td>4.27</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ソフトバンク)</p>		平成 28 適用料金	平成 27 適用料金	NTT 東日本殿	10.89	5.96	NTT 西日本殿	7.92	4.27	<p>○ 特設公衆電話については、災害時における通信手段を確保するため、自治体と協議しながら事前設置を進めているところですが、関係事業者との特設公衆電話に係る費用負担の在り方等に関する協議を踏まえて当社が平成25年に公表した「特設公衆電話の設置の考え方・設置台数及び設置見込み」に基づき、近隣の街頭公衆電話の設置状況等を勘案しつつ、公衆電話の設置台数が過大とならないように十分配慮しつつ、設置を進めてきたところです。</p> <p>今後についても、自治体との協議を進め、災害時における通信手段の確保のために必要な特設公衆電話の事前設置を進めていく考えです。 (NTT東西)</p> <p>○ 左記意見のとおり、特設公衆電話に係るアクセス回線コストについては公衆電話接続料に加算して算定されており、特設公衆電話の設置数の増加に伴い公衆電話機能に含む特設公衆電話の料金も増加してきています。したがって、NTT 東・西においては、適切な設置を行うとともに、接続事業者に対して、例えば、接続料の認可申請時等において、特設公衆電話に係る将来の設置計画をあわせて示すことが必要です。 (KDDI)</p>	<p>○ 災害発生時に避難所等で利用される特設公衆電話については、東日本大震災発生時の教訓を踏まえ、災害時に迅速な利用が可能となるよう、その事前設置がNTT東西によって進められており、今後ともこのような取組を進めていくべきであると考えます。</p> <p>○ その設置の考え方、設置見込については、当審議会の考え方を踏まえた総務省からNTT東西に対する要請を受け、平成25年9月にNTT東西が総務省に報告した上で公表している。</p> <p>これによれば、関係事業者の意見を踏まえた上で、特設公衆電話の平成28年度末の事前設置見込を、NTT東日本では50,000台、NTT西日本では34,000台と示し、併せて「設置台数が過度にならないように配慮していく」とのことである。</p> <p>○ 平成26年度末の事前設置台数は、NTT東日本では24,975台、NTT西日本では16,245台となっていることから、事前設置型の特設公衆電話について、平成27年度下期、平成28年度上期及び下期のその設置の状況等並びにこれを踏まえた今後の取組方針を総務省に報告するとともに、NTT東西自らが公表することが適当である。(要請)</p>	<p>無</p>
	平成 28 適用料金	平成 27 適用料金										
NTT 東日本殿	10.89	5.96										
NTT 西日本殿	7.92	4.27										

意見	再意見	考え方	修正の有無
		<p>一情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成 25 年 3 月 29 日）別添 1 考え方 9 抜粋一</p> <p>○ 公衆電話発信機能及びデジタル公衆電話発信機能に係る接続料への特設公衆電話に係る端末回線コスト及びNTSコストの算入についての考え方は別添 2 のとおり。</p> <p>これを踏まえ、公衆電話発信機能及びデジタル公衆電話発信機能に関し、特設公衆電話に係る端末回線コスト及びNTSコストに係る調整額を除いて再算定することが適当である。（補正）</p> <p>また、特設公衆電話に係る費用をNTT東西と接続事業者とで負担することは合理性が認められるものの、NTT東西において、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみならず転嫁されないように留意しつつ、接続料以外の方法も含め、特設公衆電話に係る費用の負担方法について検討し、平成 25 年 9 月末までにその結果を総務省に報告し、公表することが適当である。（要請）</p> <p>また、NTT東西において、同年 6 月末までに特設公衆電話の設置の考え方、設置台数及び設置見込を総務省に報告し、その内容について関係事業者に開示するとともに、関係事業者の意見を踏まえつつ、特設公衆電話の設置の考え方及び設置見込等について検討し、同年 9 月末までに、その結果を総務省に報告し、公表することが適当である。（要請）</p>	
<p>意見 7 光屋内配線加算額について、10 年に一度故障することを前提に算定されているが、算定に当たっては故障対応率のような考えを導入し、実態に沿った算定方法とするべき。</p>	<p>再意見 7</p>	<p>考え方 7</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>○ <光屋内配線を利用する場合の加算額の算定について></p> <p>光屋内配線を利用する場合の加算額の算定は、大まかに「作業単金×故障修理作業時間+物品費」÷「平均的な使用期間（10年）」となっており、10年（平均的な使用年数）に1度光屋内配線が故障する前提で、当該故障対応に係る費用を10年で除して月々の接続料として負担しているものです。</p> <p>すなわち、全ての屋内配線が一度は故障する前提で接続料を負担しておりますが、実際には一度も故障せずに回線解約・撤去に至る回線も存在しており、現行の算定方法では、その点が考慮されていないため、実際に要する故障対応費用に比べて回収される接続料が過剰となっている懸念があります。</p>  <p>当社は、平成22年～平成23年にauひかりサービスの大規模なサービス提供エリアの拡大を実施しており、また、平成25年にはソネットがNURO光サービスを開始する等、当該接続料が初めて設定された当時（平成22年度）と比べると、格段にキャリアチェンジが行われる機会が増大しており、キャリアチェンジの際には必ずしも光屋内配線が転用されて継続利用される訳でもないことから、近年、その懸念の傾向が拡大している可能性があります。</p> <p>したがって、NTT東・西においては、接続料</p>	<p>○ 光屋内配線については、長期間故障しない回線がある一方で、短期間に複数回の故障が発生する回線もあることも踏まえ、平均的な使用期間を調査して接続料を設定したものであり、故障対応費用の回収が過剰となっているというご指摘はあたらないものと考えます。</p> <p>また、光屋内配線の平均的な使用期間については、平成21年当時の直近データを用いて推計した耐用年数をもとに10年と設定したものであり、現時点、それを直ちに見直す理由となる技術・環境の変化等は無い上に、光屋内配線の使用年数の実態調査には膨大な稼動が発生することから、現時点で平均的な使用期間の見直しを実施する考えはありません。</p> <p>なお、平成27年3月31日の情報通信行政・郵政行政審議会答申において「光屋内配線加算額及び光屋内配線工事費の算定に用いられる作業時間について、平成26年度に実施した再計測では、屋内配線を収容する配管の有無が作業時間に影響を与えていることが判明したことから、毎年度、配管の有無を調査し、その結果に有意な差が認められる場合には接続料に反映することを要請すること」との考え方が示されているところ、今回、平均的な使用期間に大きな影響を与えると想定される光屋内配線の配管収容状況について調査を実施し、調査結果に有意な差がない旨を総務省に報告しています。</p> <p>来年度以降も配管収容状況について調査を実施していく考えであり、その上で、光屋内配線の配管収容状況に看過できない変化が見られた場合は、平均的な使用期間の見直しの</p>	<p>○ 光屋内配線加算額は、光屋内配線の保守に係る費用を平均的な使用期間（10年）で除すことにより算出しているが、平均的な使用期間の算定にあたっては、一度も故障せずに解約・撤去に至る回線は、解約までの期間、故障がなく使用された実績として扱われている。</p> <p>そのため、<u>現行の算定方法においては、一度も故障せずに解約・撤去に至る回線が考慮されていることから、NTT東西が受け取る接続料が過剰となっているとはいえないもの</u>と考える。</p> <p>○ <u>ただし、平均的な使用期間の算出根拠が接続事業者にとってわかりにくい</u>ため、NTT東西は、<u>事業者説明会の場等において接続事業者に対して開示することが適当である。</u>（要請）</p> <p>○ また、NTT東西においては、引き続き、実態を把握し、又は合理的な方法により推計した上で、現行「10年」とする平均的な使用期間に変化が認められる場合は、使用年数を実態に即した値に見直すことが適当である。</p> <p>—情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成27年3月31日）別添2 考え方6 抜粋—</p> <p>○ 光屋内配線の使用年数については、実績原価方式に基づく平成26年度の接続料の改定等に伴う接続約款の変更認可の際に、当審議会として、「NTT東西において、まずは平成26年度中に実態を把握し、平均的な利用期間の変化が認められる場合は、使用年数を</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>算定の適正化を図る観点から、実態を調査のうえ、例えば、「作業単金×故障修理作業時間+物品費」に対して、故障対応率のような概念を導入して接続料原価を補正する等、実態にあった算定方法にすべきと考えます。</p> <p>また、光屋内配線の平均的な使用期間についても、引き続き調査のうえ、平均的な使用期間の変化が認められる場合は、直ちに算定に用いる平均的な使用期間を実態に即した値に見直すことが必要です。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>検討に着手する考えです。</p> <p>(NTT東西)</p> <p>○ シェアドアクセスを利用する当社 au ひかりにおいて、平成 27 年 7 月から 12 月までの 6 ヶ月間に解約された回線を対象に、過去 4 年間の光屋内配線に係る故障対応（故障箇所：光屋内配線）の実施有無を調査したところ、99.7%の回線については一度も故障対応を実施していない回線でした。</p> <p>この結果からも分かるとおり、回線解約・撤去に至った回線のうち、相当数については一度も故障しないまま回線解約・撤去に至っていることから、接続料算定の適正化を図る観点から、実態を調査のうえ、例えば、「作業単金×故障修理作業時間+物品費」に対して、故障対応率のような概念を導入して接続料原価を補正する等、実態にあった算定方法にすべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>実態に即した値に見直すことが適当」との考え方を示している。</p> <p>光屋内配線の使用年数について、「実態に即した値に見直すことが適当」とする趣旨は、当該配線の原価を光屋内配線の使用年数で除することにより「光屋内配線加算額」が算定されているため、使用年数の増減が接続事業者の負担額に影響を与え得るからであり、実態に即した使用年数を用いることが「原価に照らし公正妥当」な「光屋内配線加算額」の算定に必要と考えられるためである。</p> <p>この点、平成 26 年度に、NTT東西が光屋内配線に係る工事費の算定に用いる作業時間を再計測した結果として、屋内配線を収容する配管の有無が作業時間に影響を与えていることが判明したことを踏まえれば、光屋内配線の使用年数についても配管の有無が影響を与えている可能性もあるため、NTT東西においては、こうした可能性も含め、引き続き、実態を把握し、又は合理的な方法により推計した上で、現行「10 年」とする平均的な使用期間に変化が認められる場合は、使用年数を実態に即した値に見直すことが適当である。</p>	
<p>意見 8 光屋内配線工事費の算定に用いる作業時間等については、引き続き、配管の有無に係る実態を調査し接続料に反映させるとともに、定期的に再計測を実施することが必要。</p>	<p>再意見 8</p>	<p>考え方 8</p>	
<p>○ <光屋内配線に係る工事費の算定について> 昨年度、光屋内配線に係る作業</p>	<p>○ 再意見 7 のとおり。</p> <p>(NTT東西)</p>	<p>○ 光屋内配線に係る工事費の算定に用いる作業時間については、当審議会の考え方を踏まえた総務省から NTT 東西への要請を受け、</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>時間の再計測・見直しにより光屋内配線に係る工事費の低減化が図られ、平成 27 年 3 月 31 日付け情報通信行政・郵政行政審議会の答申において、作業時間に大きな影響を与える配管設置有無の比率の毎年度の調査及び定期的（例：5 年）な作業時間の再計測を行うことが要請されましたが、こうした取り組みを引き続き、確実に実施していくことが必要です。（KDDI）</p>		<p>平成 26 年度に NTT 東西が作業時間等を再計測したところ、光屋内配線を新設する場合の作業時間が前回計測時（平成 21 年度）と比較して短縮していることが判明したことから、平成 27 年度の光屋内配線に係る工事費に反映されたところである。</p> <p>また、再計測の際、光屋内配線を収容する配管の有無が作業時間等に影響を与えていることも、併せて判明したところである。</p> <p>○ これを踏まえ、当審議会として、NTT 東西においては「引き続き、配管の有無を毎年度調査し、配管の有無の比率が大きく変化した場合には接続料に反映することが適当」、「定期的に（例：5 年ごとに）作業時間等を再計測することが適当」である旨の考え方を示しており、平成 27 年 3 月 31 日に総務省から NTT 東西に対して配管の有無を毎年度調査等することが要請された。</p> <p>○ <u>NTT 東西においては、引き続き、配管の有無を毎年度調査し、配管の有無の比率が大きく変化した場合には接続料に反映すること及び定期的に（例：5 年ごとに）作業時間を再計測し、その結果を光屋内配線工事費等の算定に用いることが適当である。</u></p> <p>—情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成 26 年 3 月 31 日）別添 2 考え方 6 抜粋—</p> <p>○ 光屋内配線加算額の算定に用いる光屋内配線の使用年数については、平成 21 年度に当時の保守実績等を用いて算出されたものであり、平成 21 年度以降、使用年数に影響を及</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
		<p>ぼす技術開発等の環境の変化等が無いとの理由で、見直しは行われていない。</p> <p>平成 22 年 3 月 29 日付け当審議会答申に示したとおり、基本的に、当該使用年数は常に実態に即した値を用いることが必要である。光屋内配線について光ファイバが壁内に收容されるケースが増加し、平均的な利用期間が伸びていることが想定されるとの接続事業者の指摘を踏まえ、NTT東西において、まずは平成 26 年度中に実態を把握し、平均的な利用期間の変化が認められる場合は、使用年数を実態に即した値に見直すことが適当である。</p> <p>—情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成 27 年 3 月 31 日）別添 2 考え方 6 抜粋—</p> <p>○ 光屋内配線の使用年数については、実績原価方式に基づく平成 26 年度の接続料の改定等に伴う接続約款の変更認可の際に、当審議会として、「NTT東西において、まずは平成 26 年度中に実態を把握し、平均的な利用期間の変化が認められる場合は、使用年数を実態に即した値に見直すことが適当」との考え方を示している。</p> <p>光屋内配線の使用年数について、「実態に即した値に見直すことが適当」とする趣旨は、当該配線の原価を光屋内配線の使用年数で除することにより「光屋内配線加算額」が算定されているため、使用年数の増減が接続事業者の負担額に影響を与え得るからであり、実態に即した使用年数を用いることが「原価に照らし公正妥当」な「光屋内配線加算額」の算定に必要と考えられるためである。</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
		<p>この点、平成 26 年度に、NTT東西が光屋内配線に係る工事費の算定に用いる作業時間を再計測した結果として、屋内配線を収容する配管の有無が作業時間に影響を与えていることが判明したことを踏まえれば、光屋内配線の使用年数についても配管の有無が影響を与えている可能性もあるため、NTT東西においては、こうした可能性も含め、引き続き、実態を把握し、又は合理的な方法により推計した上で、現行「10年」とする平均的な使用期間に変化が認められる場合は、使用年数を実態に即した値に見直すことが適当である。</p>	
<p>意見9 中継ダークファイバケーブル等の耐用年数について、情通審答申「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」を踏まえ、見直すべき。</p>	<p>再意見9</p>	<p>考え方9</p>	
<p>○ 中継ダークファイバの経済的耐用年数の見直しについて 「加入者光ファイバに係る接続制度の在り方について」答申(平成27年9月)において、「光ファイバの減価償却費の算定に用いる耐用年数について、平成28年度以降の電気通信事業会計及び接続会計の減価償却費の算定に、「経済的耐用年数」と同様に、架空17.6年、地下23.7年を用いる方向で検討することが適当」と示されていることから、中継ダークファイバ等における光ファイバケーブルの耐用年数(現行：架空15年、地下21年)を見直すべきと考えます。 (ソフトバンク)</p>	<p>○ 光ファイバケーブルの耐用年数の適正性については、「加入光ファイバ接続制度の在り方」答申(平成28年9月14日)に基づき、現在検証中です。 (NTT東西)</p> <p>○ 左記意見のとおり、実績原価方式の平成30年度接続料に反映させるため、平成28年度以降の電気通信事業会計及び接続会計の減価償却費の算定には、架空17.6年、地下23.7年を用いるべきと考えます。 (KDDI)</p>	<p>○ 中継ダークファイバを含む光ファイバケーブルの耐用年数については、情報通信審議会答申「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」(平成27年9月14日)において、「NTT東西においては、原則として、光ファイバの減価償却費の算定に用いる耐用年数について、平成28年度以降の電気通信事業会計及び接続会計の減価償却費の算定に、『経済的耐用年数』と同様に、架空17.6年、地下23.7年を用いる方向で検討することが適当」としており、平成27年9月18日に総務省からNTT東西に対して耐用年数の見直しを検討することが要請された。</p> <p>○ これを受け、現在、NTT東西において検討作業を行っており、見直し内容は平成28年</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無																		
		<p>5月頃に決定する見通しとのことである。</p> <p>○ NTT東西においては、加入光ファイバに係る平成28年度以降の接続料には、その見直し内容を反映すべく、接続約款の変更認可申請を行うことが適当である。</p>																			
<p>意見10 加入光ファイバに係る各種接続料・工事費について更なる低廉化を図ることが必要。</p>	<p>再意見10</p>	<p>考え方10</p>																			
<p>○ 2020年代に向けて世界最高レベルのICT基盤の更なる普及・発展による経済活性化や国民生活の向上を実現するため、FTTHサービスが我が国の経済・社会活動や国民生活に不可欠な基盤として増々その重要性が高まる一方で、メタル回線を用いた固定電話や接続専用線をはじめとするレガシー系サービスに係る需要は減少が続き、その接続料は上昇傾向が続いております。</p> <p>実際、現在の電気通信市場は、以下のとおり、メタル回線を用いた固定電話（NTT東・西加入電話・ISDN、直収電話の合計）は減少を続ける一方、FTTH契約数は依然として増加傾向が続いており、順調にメタルから光ファイバへのマイグレーションが進展しております。</p> <p style="text-align: right;">(単位：万契約)</p> <table border="1" data-bbox="168 1129 748 1225"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年3月末</th> <th>H24年3月末</th> <th>H25年3月末</th> <th>H26年3月末</th> <th>H27年3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定電話</td> <td>3,870 (▲9%)</td> <td>3,521 (▲9%)</td> <td>3,204 (▲9%)</td> <td>2,941 (▲8%)</td> <td>2,719 (▲8%)</td> </tr> <tr> <td>FTTH</td> <td>2,022 (+14%)</td> <td>2,230 (+10%)</td> <td>2,385 (+7%)</td> <td>2,531 (+6%)</td> <td>2,661 (+5%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成27年度第2四半期（9月末））より ※（）内の数字は、前年同月比</p> <p>接続料の急激な上昇は、利用者料金の値上げや事業の撤退等が生じ、結果として利用者利便を損ねる懸念があるとともに、接続事業者の事業運営に大きな影響を与えることにな</p>		H23年3月末	H24年3月末	H25年3月末	H26年3月末	H27年3月末	固定電話	3,870 (▲9%)	3,521 (▲9%)	3,204 (▲9%)	2,941 (▲8%)	2,719 (▲8%)	FTTH	2,022 (+14%)	2,230 (+10%)	2,385 (+7%)	2,531 (+6%)	2,661 (+5%)	<p>○ 当社としては、引き続き光のトータルコストの削減と接続料の低廉化に努め、光の新規需要拡大に取り組んでいく考えです。</p> <p>なお、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置」については、ドライカップ等のメタル回線は需要の減少が続いており、仮に原価を先送りする等の接続料の抑制措置を実施した場合、未回収額としての調整額が累積的に増加し、後年度の接続料の上昇を拡大させる可能性が高いため、実施すべきではないと考えます。</p> <p>(NTT東西)</p> <p>○ 再意見1のとおり。 (I I Jグローバルソリューションズ)</p> <p>○ KDDI株式会社(以下「KDDI」といいます。)殿の意見に賛同します。東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下併せて「NTT東西」といいます。)殿からは「2019(平成31)年度には主端末回線接続料は2,000円程度になる見込み」であることが既に示されていますが、左記意見にあるとおり、光ファイバサービスは主端末回線のみで提供されるも</p>	<p>○ 光信号分岐端末回線及び光屋内配線の加算額や工事費については、<u>NTT東西において、引き続きコスト削減に努めることが適当</u>である。</p> <p>—情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成27年3月31日）別添2 考え方10 抜粋—</p> <p>○ 光信号分岐端末回線及び光屋内配線の加算額や工事費については、NTT東西において、引き続きコスト削減に努めることが適当である。</p>	<p>無</p>
	H23年3月末	H24年3月末	H25年3月末	H26年3月末	H27年3月末																
固定電話	3,870 (▲9%)	3,521 (▲9%)	3,204 (▲9%)	2,941 (▲8%)	2,719 (▲8%)																
FTTH	2,022 (+14%)	2,230 (+10%)	2,385 (+7%)	2,531 (+6%)	2,661 (+5%)																

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>るため、接続料の急激な変動に対する一定の配慮は必要なものの、このようにメタルから光ファイバへのマイグレーションが進展している中においては、競争を維持しつつ利用者利便を確保しながら、利用者が光ファイバのような新しいサービスに円滑に移行できるような対応を行うことが重要です。</p> <p>そのためには、メタルからのマイグレーション先である光ファイバに係る各種接続料・工事費について更なる低廉化を図ることが必要であり、低廉化を図ることによって、新規参入による競争の維持や一層の促進、メタルから光ファイバへの円滑なマイグレーションが行われ、利用者利便の向上につながると考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 今回申請された平成 28 年度接続料は、メタル回線利用者が減少し続けている中、報酬額の増加や PCB 廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失の影響、調整額の影響等により、NTT 東・西ともに前年度に比べ大幅に上昇しています。</p> <p>接続料の急激な上昇は、接続事業者の事業運営に大きな影響を与えることになるため、接続料の大幅な変動の要因が調整額制度に起因するような場合は、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置」を講ずることによって平準化を図る等、一定の配慮が必要ですが、メタルから光ファイバへのマイグレーションが進展している中においては、マイグレーションを促進し、利用者が光ファイバのような新しいサービスに円滑に移行できるような対応を行うことが重要です。</p>	<p>のではないため、引込区間や屋内配線区間等を含む加入光ファイバ全体で接続料の低廉化を進めていく必要があります。</p> <p>(ソフトバンク)</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>そのためには、光ファイバに係る各種接続料・工事費について更なる低廉化を図ることが必要であり、低廉化を図ることによって、新規参入による競争の維持や一層の促進、メタルから光ファイバへの円滑なマイグレーションが行われ、利用者利便の向上につながると考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 接続事業者による光ファイバサービスは、主端末回線の接続料だけでなく分岐端末回線や屋内配線加算額等のランニングコストや分岐端末回線・屋内配線工事費等、様々な機能の利用にかかるコストを負担することにより提供されていることから、主端末回線部分のみならず、シェアドアクセス方式で負担する接続料トータルで更なる低廉化を図っていくことが重要です。</p> <p>(KDDI)</p>			

I 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）

代表取締役社長 山村 雅之

西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）

代表取締役社長 村尾 和俊

（以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東西」という。）

2. 申請年月日

平成28年1月19日（火）

3. 実施予定期日

認可後、速やかに実施。

4. 概要

実績原価方式を適用する平成28年度の接続料、手続費等の改定等を行うもの。

II 主な変更内容

接続料

1. 概要

(1) 全体の傾向

実績原価方式を適用する平成28年度の接続料について、多くのレガシー系設備に係る接続料は自己資本利益率の上昇による報酬額の増加及び需要の減少により値上がり傾向が継続している。特に、通信路設定伝送路機能(専用線)については、これに加えて設備更改の影響もあり、前年度に比べ大きく上昇している。

(2) PCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失の扱い

本件申請においては、第一種指定電気通信設備に係る費用の総額を適正に反映する観点から、平成26年度の特別損失(※1、2)に計上した環境対策引当金繰入額のうち第一種指定電気通信設備の維持・運営に係るもの(※3)が、接続料原価に算入されている。本件申請に当たっては、当該特別損失を接続料原価に算入することについて、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が行われている。

※1 接続料規則(平成12年郵政省令第64号)においては、接続料原価は、接続会計の設備区分別費用明細表に記載された費用とされている。一方、特別損失は、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)上、電気通信事業損益に含まれておらず、接続会計にも計上されないため、特別損失を接続料原価に算入するためには、同規則第3条ただし書の許可を受ける必要がある。

※2 平成26年度に計上したPCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失 NTT東日本:78億円、NTT西日本:78億円

※3 第一種指定電気通信設備の維持・運営に係るもの NTT東日本:57億円、NTT西日本:56億円

2. 一般帯域透過端末回線機能(ドライカツパ)及び帯域分割端末回線伝送機能(ラインシェアリング)の接続料

(1) 一般帯域透過端末回線機能(ドライカツパ)の接続料

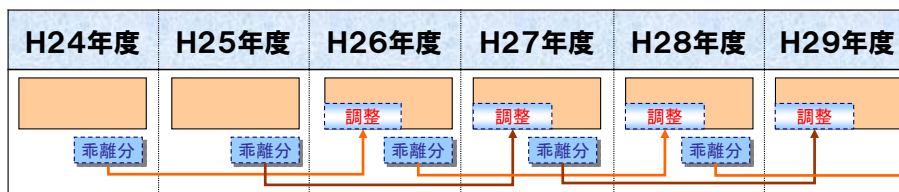
ドライカツパの接続料(※1)は、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」報告書(平成25年5月)の提言を踏まえ、メタル回線と光ファイバ回線の施設保全費の配賦方法の見直し等が行われた影響により、平成26年度及び平成27年度では低減した。平成28年度接続料については、設備管理運営費は減少したものの、報酬額が増加したことから、接続料原価(調整額を除く。)の減少(※2)は小幅となった。そのため、需要の減少率が接続料原価の減少率を上回り、接続料算定単価が上昇したことに加え、前年度はマイナスとなった調整額がプラスとなったことから、接続料はさらに上昇している。

※1 平成28年度の接続料の算定に当たっては、平成26年度の実績費用と接続料収入との乖離分を「調整額」として平成28年度の接続料の原価に算入している。本申請概要においては、特に注記のない場合は、調整額加算後の数値を記載している。

※2 前年からの増減率は、加入者回線部分において

- ・ 接続料原価は▲4.9% (報酬額を除く)、▲1.5% (報酬額を含む)、需要は▲7.7% (NTT東日本)
- ・ 接続料原価は▲4.0% (報酬額を除く)、▲1.7% (報酬額を含む)、需要は▲7.7% (NTT西日本)

【参考】調整額のイメージ



■申請料金：一般帯域透過端末回線伝送機能(ドライカップ)の接続料

	平成 28 年度		平成 27 年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価※1、2	1,350 円	1,389 円	1,270 円	1,309 円
特別損失	+4 円	+5 円	+2 円	+3 円
調整額	+87 円	+62 円	▲38 円	▲42 円
激変緩和措置を講じない場合の接続料	1,441 円	1,456 円	1,234 円	1,270 円
括弧内は前年度からの増減額	(+207 円)	(+186 円)	(▲49 円)	(▲60 円)
激変緩和	-	-	+46 円	+64 円
申請接続料※3、4	1,441 円	1,456 円	1,280 円	1,334 円
括弧内は前年度からの増減率	(+12.6%)	(+9.1%)	(▲3.6%)	(▲2.6%)
前年度からの増減額	+161 円	+122 円	▲48 円	▲35 円

※1 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない ※2 回線管理機能に係る接続料を含む ※3 タイプ1-1:平日・昼間帯故障修理
 ※4 平成27年度の数値は適用接続料

【参考】ドライカップの調整額と前々算定期間の接続料原価・需要の関係

接続会計年度	NTT東日本			NTT西日本		
	接続料原価	需要	調整額	接続料原価	需要	調整額
平成 23 年度→平成 25 年度	▲24.1%	▲17.7%	▲38 円	▲25.1%	▲16.5%	▲42 円
平成 24 年度→平成 26 年度	▲8.6%	▲16.0%	+87 円	▲10.2%	▲15.3%	+62 円

(2)帯域分割端末回線伝送機能(ラインシェアリング)の接続料

ラインシェアリングの接続料については、需要の減少率が接続料原価の減少率を上回った(※)ため、接続料算定単価は上昇しており、調整額の影響も加味して接続料は上昇している。

※ ラインシェアリングに係る前年度からの増減率は、主配線部分において
 ・ 接続料原価は▲3.9% (報酬額を除く)、▲0.1% (報酬額を含む)、需要は▲9.1% (NTT東日本)
 ・ 接続料原価は▲5.5% (報酬額を除く)、▲3.0% (報酬額を含む)、需要は▲9.0% (NTT西日本)

■ 申請料金: 帯域分割端末回線伝送機能(ラインシェアリング)(※1)

	平成 28 年度		平成 27 年度	
	NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本
接続料算定単価※2、3	91 円	92 円	88 円	90 円
特別損失	+2 円	+3 円	+1 円	+1 円
調整額	+7 円	+6 円	+5 円	+3 円
申請接続料※4、5	100 円	101 円	94 円	94 円
括弧内は前年度からの増減率	(+6.4%)	(+7.4%)	(0.0%)	(+6.8%)
前年度からの増減額	+6 円	+7 円	0 円	+6 円

※1 接続事業者がスプリッタを設置する場合 ※2 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない ※3 回線管理機能に係る接続料を含む
 ※4 タイプ1-1:平日・昼間帯故障修理 ※5 平成27年度の数値は適用接続料

3. 通信路設定伝送機能の接続料

専用線に係る接続料のうち、通信路設定伝送機能については、

<NTT東日本>

設備更改により、減価償却費が前年度より増加したものの、設備の切替えに伴う施設保全費のピークが平成25年度であり、結果的に施設保全費の減少分が減価償却費の増加分を上回ったため、接続料原価(調整額を除く)は減少(※)したが、報酬額増加の影響により接続料原価の減少は小幅となった。そのため、需要の減少率が接続料原価の減少率を上回り、接続料算定単価が上昇したことに加え、前年度と同様、調整額の影響により、接続料はさらに上昇している。

<NTT西日本>

設備更改による減価償却費の増加、報酬額の増加に加えて、設備の切替に伴い施設保全費が平成26年度にピークを迎えたことから、接続料原価(調整額を除く)が増加(※)した。さらに、需要が減少したことから接続料算定単価は上昇しており、また、前年度と同様、調整額の影響により、接続料はさらに上昇している。

- ※ 前年からの増減率は、接続料原価の大宗を占める専用加入者線に係る装置において、
- ・ 接続料原価は▲5.3%(報酬額を除く)、▲3.3%(報酬額を含む)、需要は▲7.5%(NTT東日本)
 - ・ 接続料原価は+9.5%(報酬額を除く)、+10.4%(報酬額を含む)、需要は▲5.2%(NTT西日本)

■ 申請料金: 通信路設定伝送機能(一般専用(3.4kHz))

	平成 28 年度		平成 27 年度	
	NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本
接続料算定単価※1	8,334 円	7,398 円	7,530 円	6,207 円
特別損失	+102 円	+107 円	+39 円	+67 円
調整額	+2,348 円	+2,096 円	+1,780 円	+1,504 円
申請接続料※2	10,784 円	9,601 円	9,349 円	7,778 円
括弧内は前年度からの増減率	(+15.3%)	(+23.4%)	(+42.0%)	(+29.4%)
前年度からの増減額	+1,435 円	+1,823 円	+2,766 円	+1,765 円

※1 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない ※2 平成27年度の数値は適用接続料

■ 申請料金: 通信路設定伝送機能(デジタルアクセス(64kbps))

	平成 28 年度		平成 27 年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価※1	7,877 円	6,998 円	7,118 円	5,873 円
特別損失	+96 円	+101 円	+37 円	+64 円
調整額	+2,212 円	+1,975 円	+1,676 円	+1,415 円
申請接続料※2、3	10,185 円	9,074 円	8,831 円	7,352 円
括弧内は前年度からの増減率	(+15.3%)	(+23.4%)	(+41.9%)	(+29.3%)
前年度からの増減額	+1,354 円	+1,722 円	+2,609 円	+1,665 円

※1 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない ※2 平成27年度の数値は適用接続料 ※3 タイプ1-1:平日・昼間帯故障修

4. 公衆電話機能の接続料

公衆電話機能の接続料については、接続料原価(調整額を除く。)は概ね減少したにもかかわらず、需要がその減少率を上回って減少(※)したこと、さらに調整額が増加した影響により、接続料は上昇している。

※ 前年度からの増減率は以下のとおり。

〈NTT東日本〉

・ 公衆電話発信機能

接続料原価 ▲10.6%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を除く)、▲8.8%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を含む)

需要 ▲21.0%

・ デジタル公衆電話発信機能

接続料原価 ▲2.5%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を除く)、+0.6%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を含む)

需要 ▲15.7%

〈NTT西日本〉

・ 公衆電話発信機能

接続料原価 ▲15.1%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を除く)、▲13.3%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を含む)

需要 ▲19.1%

・ デジタル公衆電話発信機能

接続料原価 ▲7.6%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を除く)、▲5.6%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を含む)

需要 ▲14.5%

なお、平成28年度の接続料改定に際して、次の措置が行われている。

・ 特設公衆電話に係る費用の扱い

特設公衆電話(※1)については、平成 24 年度以前においては、災害時等に原則としてNTT東西が設置工事費用、電話機費用及び端末回線コストを負担して設置していたが、東日本大震災を受け、原則としてNTT東西が設置工事費用及び端末回線コストを負担する特設公衆電話の事前設置が進められている。

本件申請では、平成 25 年度、平成 26 年度及び平成 27 年度と同様、特設公衆電話に係る費用を公衆電話発信機能及びデジタル公衆電話発信機能の接続料原価に算入した上で接続料が算定され、次のとおり設定されている(※2)。

※1 避難所等に設置され、災害時等に無償で利用可能となる電話。あらかじめ避難所等に加え加入者回線を設置しておき、災害時等に避難所等の管理者等がその加入者回線に電話機を接続することで利用可能とする事前設置型と、災害時等に必要に応じ避難所等に設置する事後設置型とがある。NTT東西は、東日本大震災を踏まえ、災害時等に直ちに利用出来るよう特設公衆電話の事前設置を進めており、平成26年度末時点で自治体管理の避難所(小中学校等)などに、41,220(NTT東:24,975 NTT西:16,245)台が設置されている。

※2 本件申請に当たっては、昨年度と同様、特設公衆電話に係る費用を公衆電話機能に係る接続料原価に算入することについて、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が行われている。

■申請料金：公衆電話発信機能の接続料(3分当たり単価)

	平成 28 年度		平成 27 年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価※1	244.31 円	192.33 円	213.82 円	180.68 円
特別損失	+0.34 円	+0.34 円	+0.11 円	+0.29 円
調整額	+116.64 円	+60.79 円	+81.85 円	+55.60 円
激変緩和措置を講じない場合の接続料	361.30 円	253.46 円	295.78 円	236.57 円
激変緩和	-	-	+1.45 円	+1.89 円
特設公衆電話に係る費用を算入しない場合の接続料	361.30 円	253.46 円	297.23 円	238.46 円
特設公衆電話費用	+10.89 円	+7.92 円	+5.96 円	+4.27 円
申請接続料※2	372.19 円	261.38 円	303.19 円	242.73 円
括弧内は前年度比	(+22.8%)	(+7.7%)	(+8.5%)	(+4.9%)
前年度からの増減額	+69.00 円	+18.65 円	+23.63 円	+11.34 円

※1 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない ※2 平成27年度の数値は適用接続料

■申請料金：デジタル公衆電話発信機能(3分当たり単価)

	平成 28 年度		平成 27 年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価※1	160.96 円	203.04 円	137.56 円	185.45 円
特別損失	+0.14 円	+0.23 円	+0.07 円	+0.26 円
調整額	+51.95 円	+56.61 円	+35.85 円	+58.00 円
激変緩和措置を講じない場合の接続料	213.05 円	259.88 円	173.48 円	243.71 円
激変緩和の影響	-	-	+0.71 円	+1.29 円
特設公衆電話に係る費用を算入しない場合の接続料	213.05 円	259.88 円	174.19 円	245.00 円
特設公衆電話費用	+10.91 円	+7.96 円	+5.92 円	+4.25 円
申請接続料※2	223.96 円	267.84 円	180.11 円	249.25 円
括弧内は前年度比	(+24.3%)	(+7.5%)	(+9.2%)	(+11.2%)
前年度からの増減額	+43.85 円	+18.59 円	+15.21 円	+25.15 円

※1 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない ※2 平成27年度の数値は適用接続料

5. 回線管理機能に係る接続料の平準化

本件申請では、ドライカップ、ラインシェアリング及び加入光ファイバの回線管理機能について、それぞれ接続料を設定するのではなく、「ラインシェアリング」と「それ以外の回線」でそれぞれ接続料が設定されている。

具体的には、ラインシェアリングとそれ以外の回線では管理事務の内容が異なることを踏まえ、①全ての機能について発生する費用、②ラインシェアリングのみで発生する費用、③ラインシェアリング以外の機能について発生する費用ごとにそれぞれ単金を算出し、それに基づいて接続料が設定されている。

こうした措置は、平成16年度以降、各年度の接続料の設定に際して、機能ごとに接続料を設定するとそれぞれの料金水準に大きな差が生じる状況にあったために実施されてきたものであり、平成28年度接続料においてもこれが当てはまることから、上記措置が行われている。

なお、回線管理機能に係る接続料の平準化を実施するため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せて行われている(※)。

※ 昨年同様、ファイル連携システム開発費を回線管理機能に係る接続料の原価から控除するため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請も本件申請と併せて行われている。

■ 申請料金：回線管理機能に係る接続料(平準化後)

	ラインシェアリング		ドライカップ・加入光ファイバ	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
申請接続料 (カッコ内は平成27年度適用接続料)	48円 (49円)	57円 (55円)	57円 (60円)	66円 (69円)
調整額	▲1円	+1円	±0円	±0円
ファイル連携システム開発費の控除による影響額	▲3円	▲3円	▲2円	▲2円

【参考】平準化を行わない場合の機能ごとの単金(月額)

	ラインシェアリング		ドライカップ		加入光ファイバ	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
参考単金 (カッコ内は平成27年度参考単金)	44円 (49円)	47円 (53円)	39円 (39円)	44円 (42円)	87円 (103円)	124円 (146円)
調整額	▲1円	+1円	±0円	▲1円	±0円	▲1円
ファイル連携システム開発費の控除による影響額	▲3円	▲3円	▲3円	▲3円	▲1円	▲1円

【参考】各機能の主な接続料

(1) 端末回線伝送機能

区分		単位 (月額)	平成28年度接続料(カッコ内は調整前)		平成27年度接続料	
			NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
一般帯域透過端末 伝送機能 〔ドライカッパ〕※1	回線管理機能	1回線 ごと	57円 (57円)	66円 (66円)	60円	69円
	回線部分	1回線 ごと	1,384円 (1,297円)	1,390円 (1,328円)	1,220円	1,265円
特別帯域透過端末伝送機能 〔FTTR〕※1		1回線 ごと	753円 (763円)	930円 (907円)	700円	842円
帯域分割端末伝送機能 〔ラインシェアリング〕 ※1	回線管理機能	1回線 ごと	48円 (49円)	57円 (56円)	49円	55円
	MDF部分	1回線 ごと	52円 (44円)	44円 (39円)	45円	39円
光信号伝送装置 〔GE-PON〕※2	1Gb/s	1装置 ごと	1,337円 (1,665円)	1,463円 (1,599円)	1,604円	1,389円
通信路設定伝送機能を 組み合わされるもの ※1	2線式のもの	1回線 ごと	1,353円 (1,259円)	1,372円 (1,296円)	1,202円	1,254円
光屋内配線を利用する場合の加算額 ※2		1回線 ごと	186円 (187円)	184円 (184円)	187円	182円

※1 タイプ1-1(保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

※2 タイプ1-2(保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

(2) 端末系交換機能(東西均一料金)

区分	単位	平成28年度接続料(カッコ内は調整前)	平成27年度接続料
優先接続機能	1通信ごと	0.0527円 (0.0389円)	0.0441円
一般番号ポータビリティ実現機能	月額	10,000,000円 (9,750,000円)	10,000,000円

(3) 光信号電気信号変換機能及び光信号分離機能

区分			単位 (月額)	平成28年度接続料(カッコ内は調整前)		平成27年度接続料	
				NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
光信号電気信号 変換機能 〔メディアコンバータ〕※	100Mb/s	非集線型 <1MCタイプ>	1回線 ごと	255円 (290円)	266円 (293円)	277円	123円
		1Gb/s	1回線 ごと	768円 (819円)	632円 (698円)	797円	696円
光信号分離機能 〔局内スプリッタ〕※	局内4分岐のもの		1回線 ごと	258円 (286円)	269円 (303円)	226円	294円

※ タイプ1-2(保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

(4) 中継伝送機能

区分	単位 (月額)	平成28年度接続料(カッコ内は調整前)		平成27年度接続料	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
光信号中継伝送機能 〔中継ダークファイバ〕	1回線・1メートルごと	0.888円 (0.868円)	0.962円 (0.939円)	0.776円	0.845円

(5) ルーティング伝送機能(地域IP網に係るもの)

区分	単位 (月額)	平成28年度接続料(カッコ内は調整前)		平成27年度接続料	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
特別収容局ルータ 接続ルーティング機能 〔収容局接続〕	LANインタフェース 100Mbit/s	—	192,678円 (185,185円)	—	144,263円
	ATMインタフェース	231,752円 (187,671円)	157,181円 (151,456円)	301,746円	147,699円

(6) 通信路設定伝送機能(主な品目のみ)

区分	単位 (月額)	平成28年度接続料(カッコ内は調整前)		平成27年度接続料			
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本		
通信路設定伝送機能	一般専用 に係るもの 〔一般専用サービス〕	3.4kHz	同一MA内の場合	1回線ごと 10,784円 (8,436円)	9,601円 (7,505円)	9,349円	7,778円
			上記以外の場合	1回線ごと 11,985円 (9,407円)	11,268円 (8,679円)	10,345円	8,890円
			10kmを超える場合の 10kmごとの加算料	1回線ごと 180円 (140円)	130円 (100円)	130円	70円
	高速デジタル伝送 に係るもの 〔デジタルアクセス〕 〈エコノミークラス〉 ※	64kb/s	同一MA内の場合	1回線ごと 10,185円 (7,973円)	9,074円 (7,099円)	8,831円	7,352円
			上記以外の場合	1回線ごと 11,318円 (8,888円)	10,645円 (8,204円)	9,769円	8,403円
			10kmを超える場合の 10kmごとの加算料	1回線ごと 170円 (130円)	120円 (90円)	120円	70円
	ATM専用 に係るもの 〔ATM専用サービス〕 〈デュアルクラス〉	1.536Mb/s	同一MA内の場合	1回線ごと 92,327円 (66,351円)	58,039円 (46,290円)	69,341円	48,958円
			上記以外の場合	1回線ごと 119,519円 (88,311円)	95,743円 (72,810円)	91,853円	74,182円
			10kmを超える場合の 10kmごとの加算料	1回線ごと 4,080円 (3,120円)	2,880円 (2,160円)	2,880円	1,680円
ATM専用 に係るもの 〔ATM専用サービス〕 〈デュアルクラス〉	1Mb/s	同一MA内の場合	1回線ごと 290,765円 (203,692円)	96,302円 (83,816円)	203,355円	80,623円	
		上記以外の場合	1回線ごと 310,322円 (217,413円)	114,172円 (96,300円)	217,954円	92,852円	
		10kmを超える場合の 10kmごとの加算料	1回線ごと 1,430円 (1,270円)	950円 (800円)	800円	480円	

※ タイプ1-1(保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

(7) データ伝送機能(主な品目のみ)

区分	単位 (月額)	平成28年度接続料(カッコ内は調整前)		平成27年度接続料	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
データ伝送機能 〔メガデータネット〕	500kb/s 〈クラス1〉	1回線ごと 45,049円 (31,848円)	20,668円 (16,899円)	32,149円	16,757円
	6Mb/s 〈クラス2・最低伝送速度3Mb/s〉	1回線ごと 264,702円 (187,280円)	117,783円 (96,971円)	186,745円	94,643円
	10Mb/s 〈クラス2・最低伝送速度5Mb/s〉	1回線ごと 393,536円 (278,448円)	174,811円 (143,989円)	282,142円	142,862円

(8) 番号案内機能等

区分		単位	平成28年度接続料(カッコ内は調整前)		平成27年度接続料	
			NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
番号案内サービス 接続機能	中継交換機等接続	1案内ごと	197円 (142円)	166円 (124円)	152円	114円
	端末回線 線端等接続	加入電話から 発信する場合	1案内ごと	201円 (146円)	170円 (128円)	156円
番号情報データベース登録機能		1番号ごと	—	6.82円 (6.25円)	—	4.82円
番号情報データベース 利用機能	一括でデータ抽出	1番号ごと	—	6.27円 (4.27円)	—	3.75円
	異動データのみをデータ抽出	1番号ごと	—	6.77円 (6.22円)	—	4.53円

(9) 公衆電話機能

区分	単位	平成28年度接続料(カッコ内は調整前)		平成27年度接続料	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
公衆電話発信機能	1秒ごと	2.0677円 (1.4197円)	1.4521円 (1.1144円)	1.6844円	1.3485円
デジタル公衆電話発信機能	1秒ごと	1.2442円 (0.9556円)	1.4880円 (1.1735円)	1.0006円	1.3847円

工事費・手続費・コロケーション料金等

NTT東西は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第33条第4項第1号ホに基づき、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第23条の4で定める事項(工事費・手続費・コロケーション料金等)を接続約款に規定することが義務付けられている。平成28年度の工事費・手続費(※)は、作業単金がPCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失の影響等により上昇したため、前年度に比べておおむね上昇している。

※ 工事費・手続費は、一部を除き、作業単金に作業時間を乗じて算定されている。

(1) 工事費・手続費の算定に用いられる作業単金

単位	平成28年度単金				平成27年度単金	
	NTT東日本		NTT西日本		NTT東日本	NTT西日本
	特損算入後	特損算入前	特損算入後	特損算入前		
平日昼間・一人当たり・1時間ごと	6,199円	6,154円	6,116円	6,065円	6,174円	6,107円
平日夜間・一人当たり・1時間ごと	7,148円	7,095円	7,052円	6,993円	7,121円	7,041円
平日深夜・一人当たり・1時間ごと	8,232円	8,172円	8,120円	8,052円	8,203円	8,109円
土日祝日昼夜間・一人当たり・1時間ごと	7,420円	7,365円	7,319円	7,258円	7,391円	7,308円
土日祝日深夜・一人当たり・1時間ごと	8,505円	8,443円	8,387円	8,317円	8,472円	8,376円

(2) 光屋内配線に係る工事費

光屋内配線(※1)に係る工事費については、平成26年度接続料の認可に際し、当審議会答申を踏まえ、総務省からNTT東西に対して、「工事費の算定に用いられる作業時間について、平成26年度に実施した再計測では、屋内配線を收容する配管の有無が作業時間に影響を与えていることが想定されること(※2)から、毎年度、配管の有無を調査し、「配管の有無の比率が大きく変化した場合には、接続料に反映するよう要請した。

NTT東西が配管の有無を調査したところ、その比率は、平成26年度と平成27年度では大きな変化がなかったことから、光屋内配線を新設する場合の作業時間は、平成26年度再計測時と同等としている。本件申請では、作業時間は同等、作業単金は上昇しているものの、物品費の低減により、光屋内配線に係る工事費は低減している。

※1 主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限る。

※2 工事を行う建造物に屋内配線を收容するための配管が設置されている場合は、設置されていない場合と比較して、作業時間が約1/3であることが新たに判明。光屋内配線の新設工事の場合は、配管が設置されている建造物の比率が前回計測時と比べて高くなったことが、作業時間短縮の要因と想定される。

区分		単位	平成28年度料金				平成27年度料金	
			NTT東日本		NTT西日本		NTT東日本	NTT西日本
			特損算入後	特損算入前	特損算入後	特損算入前		
光屋内配線 工事費※	光屋内配線を 新設する場合	1工事 ごと	14,597円	14,509円	14,527円	14,427円	14,603円	14,568円

※ 工事の適用時間帯: 平日昼間の場合。

(3)自前工事調整等作業費の改定

自前工事調整等作業(※)のうち、コロケーション設備の撤去に係る工事の結果の確認を、写真を用いて行う場合の費用については、その提供開始(NTT東日本では平成26年6月、NTT西日本では平成26年8月)以降の利用実績が少なかったことから、従来、1件当たりの手続費を設定せず、申込ごとに確認に要した稼働時間に作業単金を乗じ、接続事業者に対して実費が請求されている。

今般、NTT東西において、一定の利用実績が発生したことから、本件申請では作業時間の実績を用いて平均作業時間を算出し、1件当たりの手続費を新たに設定している。

※ コロケーション設備を設置又は撤去する場合において、その設置又は撤去の結果の確認等に係る作業。

区分	単位	平成28年度料金				平成27年度料金		
		NTT東日本		NTT西日本		NTT東日本	NTT西日本	
		特損算入後	特損算入前	特損算入後	特損算入前			
自前工事調整等作業費※	必要な装置等を設置するためのキャビネットラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合	1通信用建物ごとの1件ごと	3,100円	3,077円	2,856円	2,832円	—	—

※ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認をする場合。

【参考】主な工事費・手続費等

1. 管路・とう道等の料金の改定

(1) 管路・とう道、土地・通信用建物の料金の改定

区分	単位 (年額)	平成28年度平均料金(カッコ内は調整前)		平成27年度平均料金	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
管路	1条当たり1メートルごと	203円 (212円)	158円 (173円)	204円	170円
とう道	1メートルごと	40,528円 (41,986円)	33,886円 (36,415円)	40,838円	36,187円
土地	1平方メートルごと	1,056円 (1,073円)	633円 (682円)	1,039円	702円
建物	1平方メートルごと	32,166円 (32,947円)	19,111円 (20,477円)	32,662円	20,360円

(2) 電柱使用料の改定

区分	単位 (年額)	平成28年度料金(カッコ内は調整前)		平成27年度料金	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
電柱使用料	1使用箇所数ごと	685円 (758円)	687円 (755円)	696円	655円

2. 個別負担の接続料(網改造料)等の算定に用いる諸比率の改定

個別負担の接続料(網改造料)については、取得固定資産価額が個別に把握できない場合に、物品費及び設備区分ごとの諸比率を用いて取得固定資産価額相当額を算出(※1)した上で、設備管理運営費を算出(※2)している。

※1 取得固定資産価額相当額=物品費+取付費(物品費×取付費比率)+諸掛費((物品費+取付費)×諸掛費比率)
+共通割掛費((物品費+取付費+諸掛費)×共通割掛費比率)

※2 設備管理運営費=保守運営費(取得固定資産価額相当額×設備管理運営費比率)
+減価償却費(取得固定資産価額相当額を基に算定)

(1) 取得固定資産価額相当額の算定に係る比率

区分		平成28年度数値		平成27年度数値	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
取付費 比率 ※	交換機械設備	0.256	0.305	0.257	0.303
	電力設備	0.922	0.852	0.883	0.868
	伝送機械設備	0.161	0.239	0.166	0.250
	無線機械設備	0.129	0.114	0.056	0.082
諸掛費 比率 ※	土地及び通信用建物	0.082	0.072	0.079	0.077
	土地及び通信用建物以外	0.007	0.004	0.006	0.005
共通割掛費比率 ※		0.084	0.061	0.066	0.083

※ 物品費等の実費に基づき算定されるため特損の影響はない。

(2) 年額料金の算定に係る比率

区分		平成 28 年度数値		平成 27 年度数値	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
設備管理 運営費比率 ※	端末回線伝送機能	0.034	0.034	0.036	0.035
	端末系交換機能	0.052	0.047	0.051	0.047
	中継系交換機能	0.060	0.052	0.058	0.046
	中継伝送機能	0.037	0.039	0.036	0.037
	通信料対応設備合計	0.050	0.045	0.049	0.045
	データ系設備合計	0.101	0.082	0.104	0.079

※ 網改造料の算定対象設備に係る除却費が網改造料に含まれる場合。

(3) 電力設備に係る取付費比率及び設備管理運営費比率

区分		平成 28 年度数値		平成 27 年度数値	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
取付費比率 ※	受電設備	1.319	1.069	1.306	1.076
	発電設備	0.628	0.383	0.672	0.679
	電源設備及び蓄電池設備	0.915	0.854	0.910	0.865
	空気調整設備	1.602	1.927	1.614	1.952
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.020	0.032	0.044	0.039

※ 物品費等の実費に基づき算定されるため特損の影響はない。

審査結果

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審査事項	審査結果	事由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ア）	適	本件による技術的条件の変更は、PHS 基地局回線機能及び手動交換サービス接続機能の利用が既に存在せず、今後も見込まれないことから、当該機能に係る技術的条件を削除し、関係する規定の整備を行うものであり、本件による変更後も、技術的条件は適正かつ明確に定められていると認められる。
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)イ）	適	接続料は接続料規則第 4 条に規定する機能ごとに定められており、かつ、接続料は適正かつ明確に定められていると認められる。なお、PHS 基地局回線機能及び手動交換サービス接続機能を接続約款から削除し、これらの機能に係る接続料を算定しないことについては、それぞれ別記 1 及び別記 2 のとおり。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ウ）	—	変更事項なし
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)エ）	—	変更事項なし
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)オ（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号））	—	変更事項なし
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道、電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置等の可否について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥場所等に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること。	適	他事業者が接続に必要な装置を NTT 東西の建物、管路、とう道、電柱等に設置する場合の負担すべき金額について、接続料の原価の算定方法に準じて計算されており、適正かつ明確に定められていると認められる。

(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号))		
7 他事業者が屋内配線設備（集合住宅向けに限る。）を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)オ（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号））	—	変更事項なし
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)オ（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 4 号））	適	他事業者が負担すべき工事費、手続費等について、接続料の原価の算定方法に準じて計算されており、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていると認められる。
9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)オ（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 5 号））	適	NTT 東西及び他事業者がその利用者に対して追うべき責任に関する事項が適切かつ明確に定められていると認められる。
10 法第 8 条第 1 項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)オ（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 6 号））	—	変更事項なし
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)オ（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 7 号））	—	変更事項なし
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)オ（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 8 号））	—	変更事項なし
13 番号ポータビリティ機能の接続料について、接続料規則第 15 条の 2 ただし書の規定による場合は、固定端末系伝送路設備を直接収容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)オ（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 9 号））	—	変更事項なし
14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)オ（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 10 号））	—	変更事項なし
15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)オ（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 11 号））	—	変更事項なし
16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。（審査基準第 15 条(2)）	適	本件申請は、接続料規則第 21 条の規定に基づき接続料の再計算を行い、これにより当該接続料の改定を行うものであり、料金表に定める接続料は、接続料規則第 4 章

		の規定に基づいて算定された原価に照らし、公正妥当なもの認められる。なお、PCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失の扱い、特設公衆電話に係る費用の扱い及びPHS基地局回線管理機能廃止に係る調整額相当額の加算については、それぞれ別記3、別記4及び別記5のとおり。
17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第15条(3))	適	本件申請において、自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものとする旨の記載は認められない。
18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第15条(4))	適	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。

(別記)

1. PHS基地局回線機能を接続約款から削除し、当該機能に係る接続料を算定しないことについて

第一種指定電気通信設備に係る接続料については、接続料規則に規定する機能ごとに算定することが、接続約款の認可要件となっている(電気通信事業法第33条第4項第1号口)。本件申請においては、PHS基地局回線機能を接続約款から削除し、当該機能に係る接続料を算定しないこととしているが、当該措置については、同規則で規定された機能について接続料を算定しないものであることから、同規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

なお、当該措置については、当該機能を利用する接続事業者の需要がドライカップへ移行し、既に利用事業者が存在せず、今後もその利用が見込めないものであることを鑑みると、当該措置を実施することに一定の合理性があるものとする。

2. 手動交換サービス接続機能を接続約款から削除し、当該機能に係る接続料を算定しないことについて

第一種指定電気通信設備に係る接続料については、接続料規則に規定する機能ごとに算定することが、接続約款の認可要件となっている(電気通信事業法第33条第4項第1号口)。本件申請においては、手動交換サービス接続機能を接続約款から削除し、当該機能に係る接続料を算定しないこととしているが、当該措置については、同規則で規定された機能について接続料を算定しないものであることから、同規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

なお、当該措置については、利用者ニーズの変化によりオペレータを介した手動交換通話の需要が自動交換通話へ移行し、接続事業者も既にサービス提供を終了しており、今後もその利用が見込めないものであることを鑑みると、当該措置を実施することに一定の合理性があるものとする。

と考える。

3. PCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失の扱い

特別損失は、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)上、電気通信事業損益に含まれておらず、接続会計にも計上されないものである。接続料規則においては、接続会計の設備区分別費用明細表に記載された費用を接続料原価とすることが定められているため、特別損失を接続料原価に含めることは原則として認められていない。

一方、本件申請では、PCB廃棄物の処理単価見直しに伴う特別損失として計上された環境対策引当金繰入額のうち、第一種指定電気通信設備に係る費用を接続料原価に算入する措置がとられており、当該措置について、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

なお、当該措置については、①NTT東西から示された特別損失の内訳資料により、接続料原価に算入された特別損失が第一種指定電気通信設備に係るものであると認められること、②当該特別損失は、PCBが含まれた照明器具用の安定器等のうち通信ビル等に設置されたものを適切に廃棄するために要する費用であり、第一種指定電気通信設備の管理運営(開発、計画、設置、運用、保守、撤去等)に必要な費用と認められること、③その費用の算定が適切に行われていること等に鑑みると、当該措置を実施することに一定の合理性があるものと考えられる。

4. 特設公衆電話に係る費用の扱いについて

本件申請においては、公衆電話機能について、特設公衆電話に係る費用(※)を公衆電話発信機能及びデジタル公衆電話発信機能の接続料原価に算入する措置がとられている。当該措置について、接続料規則にこれを認める規定がないため、同規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

なお、当該措置については、特設公衆電話に係る負担方法の在り方に関して、

- (1) (平時にも発生する)特設公衆電話に係る費用を、需要(災害時等に発生するトラヒック)で除して特設公衆電話に係る接続料を算定する考え方もあるが、その場合、災害時等に、それまで長年に渡り積み重なった巨額の費用を接続事業者が突発的に負担することとなるおそれがあるため、接続事業者の予見性を確保するためにも、負担の平準化が必要であること
- (2) 特設公衆電話は、災害時等にのみ提供されるものではあるが、災害時等における常設の公衆電話を補完する役割を果たすものであること
- (3) 平成25年度接続料改定の際の情報通信行政・郵政行政審議会答申を踏まえ、NTT東西が関係事業者間と協議を行った結果、特設公衆電話に係る費用を公衆電話機能の接続料原価に算入する措置に替わる複数案が示されたものの、いずれの案も従来の接続料算定の考え方との親和性が低い点や、安定的かつ継続的な負担を実現するという面で適切でないという点に課題があるとされ、全事業者による合意は困難という結論に達したため、引き続き、公衆電話接続料での負担を継続するという点で全事業者の意見が合致したこと

を鑑みると、特設公衆電話に係る費用を公衆電話機能の接続料原価に算入する措置について一定の合理性があるものとする。

※ 端末回線コスト(メタル加入者回線及びMDFに係る費用)及びNTSコストのうち線点RT-GC間伝送路に係るもの以外の費用。

5. PHS基地局回線管理機能廃止に係る調整額相当額の加算について

本件申請においては、PHS基地局回線管理機能に係る平成 26 年度における実績費用及び調整額と実績収入の差額(平成 26 年度調整額相当額)を、ドライカップの回線管理機能の接続料原価に算入する措置がとられており、当該措置について、接続料規則にこれを認める規定がないため、同規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

当該措置については、PHS基地局回線管理機能は、接続事業者がPHS基地局回線機能を申し込む際の受付等のための機能であるため、別記1により、PHS基地局回線機能を接続約款から削除し、当該機能に係る接続料を算定しないことを許可すれば、PHS基地局回線管理機能についても、平成 28 年度接続料を算定する必要がなくなることとなる。この結果、本来、当該機能の平成 28 年度接続料原価に算入される調整額は、算入する対象がなくなることとなる。

しかしながら、PHS基地局回線管理機能を利用する接続事業者の需要がドライカップの回線管理機能に移行していることに加え、平成 26 年度の回線管理運営費は、PHS基地局回線、ドライカップ、加入光ファイバの回線管理運営費を平均化して算定していることも踏まえると、PHS基地局回線管理機能に係る平成 26 年度調整額相当額を、ドライカップの回線管理機能の接続料原価に加えることは、適正なコストの反映を図る観点から鑑みると、当該措置を実施することに一定の合理性があるものとする。

接続料と利用者料金との関係について

<目 次>

1	概要	4 9
2	利用者向け料金と接続料金水準の比較 東日本・西日本	5 5

接続料と利用者料金との関係に関する検証

1. 経緯

- (1) 一般に、市場メカニズムが有効に機能している場合、利用者料金はコストに適正利潤を加えたものになることから、接続料の水準の妥当性を検証するため、平成11年から、接続料と利用者料金との関係に関する検証（以下「スタックテスト」という。）が行われている。
- (2) スタックテストの具体的な運用方法は次のとおり。
 - ① NTT東西が、毎年度、加入電話・ISDN基本料、公衆電話、フレッツ光ネクストといった大括りのサービス区分ごとに接続料と利用者料金との関係を検証・公表する。
 - ② 総務省が、接続料の認可時に、優先順位の高いサービス（市場が形成途上で、熾烈な価格競争が行われており、市場シェアの大幅な変動の可能性があるもの。具体的には、データ系のサービスのうち、特にインターネット関連サービス）について、サービスごと、品目ごと、速度ごと（以下「サービスメニューごと」という。）に、接続料と利用者料金との関係を検証し、情報通信行政・郵政行政審議会に報告する。
- (3) スタックテストの運用方法については、平成19年3月30日付け情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」（情通審第34号）を受けて、総務省は、同年7月に「接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）の運用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定した。
- (4) なお、上記答申においては、接続料と利用者料金との関係が必ずしも固定的なものではないため、スタックテスト上の基準が満たされない場合、直ちに接続料が不当であると判断することは適当ではないと提言されたことから、ガイドラインでは、そうした場合、当該接続料を設定した事業者に対し、当該接続料の水準が妥当であるにもかかわらずスタックテスト上の基準が満たされなかったことについて論拠の提示を求め、当該事業者から合理的な論拠が提示された場合には、当該接続料の水準を妥当と判断するとされている。

2. ガイドラインに基づく検証の実施方法

(1) 接続料を設定する事業者が実施するスタックテスト

ア 検証時期

毎事業年度の実績原価方式により算定される接続料の認可申請時及び接続会計の公表時。

イ 検証区分

- ①加入電話・ISDN基本料、②加入電話・ISDN通話料、③公衆電話、
- ④番号案内、⑤Bフレッツ、⑥フレッツADSL、⑦フレッツISDN、
- ⑧フレッツ光ネクスト、⑨フレッツ光ライト、⑩ひかり電話、
- ⑪ビジネスイーサワイド

ウ 検証方法

検証区分ごとに、利用者料金収入と接続料収入との差分（営業費相当分）が営業費の基準値（利用者料金収入の20%）を下回らないものであるか否かを検証する。

(2) 総務省が実施するスタックテスト

ア 検証時期

- ① 実績原価に基づき毎事業年度再計算して算定される接続料の認可時
- ② 対象となるサービスに係る接続料の認可時（上記①の認可時を除く。）

イ 検証区分及び対象範囲

検証区分は、個々のサービスメニューごととし、その対象範囲は、次のサービスのうち市場が拡大傾向にあるものを基本として、総務省が毎年度決定する。

- ① 新規に接続料が設定された機能を利用して提供されるサービス
- ② 接続料の算定方法が変更された機能を利用して提供されるサービス
- ③ 将来原価方式により算定された機能を利用して提供されるサービス

ウ 検証方法

検証1 各サービスメニューについて、利用者料金が接続料を上回っているか。

検証2 各サービスブランドについて、営業費相当分が営業費の基準値（利用者料金収入の20%）を上回っているか。

※ 営業費はサービスメニューごとに均等に生じるものではないことから、営業費相当分と営業費の基準値との関係の検証は、サービスブランド（接続料設定事業者により同種のサービスとして位置づけられているサービスメニューの集合）を単位として実施することとされている。

※ ただし、接続料は基本的にサービスメニューごとに異なることから、併せて、利用者料金が接続料を上回っているか否かについてサービスメニュー単位で検証することとされている。

3 検証結果

ガイドラインに基づき、「フレッツ光ネクスト」、「フレッツ光ライト」及び「フレッツ光・プレミアム」^{*1}について、NTT東西に対して、検証に必要な資料の提出を求めた上で検証を行ったところ、その結果^{*2, 3}は、以下のとおりである。

※1 NTT西日本のみが提供しているサービス。

※2 加入光ファイバに係る接続料は、シングルスター方式は平成26年に認可した平成26～28年度接続料の平成28年度分を、シェアドアクセス方式は平成26年に認可した平成26～28年度接続料のうち、実績原価方式で算定している局外スプリッタ部分を平成27年度接続料に変更した平成28年度分を、NGNに係る接続料は、平成27年度接続料を暫定的に適用し、接続料収入を算定。

※3 本件申請において、「ひかり電話」及び「ビジネスイーサワイド」については、申請する機能が含まれないことから、今回の検証対象外としている。

NTT東日本

サービスブランド	サービスメニュー	1)利用者料金との比較	2)営業費の基準値との比較	
フレッツ光ネクスト	ファミリータイプ	○	○	
	ビジネスタイプ	○		
	マンションタイプ (VDSL方式/ LAN配線方式)	ミニ		○
		プラン1		○
		プラン2		○
		ミニ		○
		プラン1		○
		プラン2		○
	マンションタイプ (光配線方式)	ミニ		○
プラン1		○		
プラン2		○		
フレッツ光ライト	ファミリータイプ	○	○	
	マンションタイプ	○		
ひかり電話		—	—	

サービスブランド	利用形態	1)利用者料金との比較	2)営業費の基準値との比較
ビジネスイーサ ワイド	MA設備まで利用する場合	—	—
	県内設備まで利用する場合	—	

NTT西日本

サービスブランド	サービスメニュー	1)利用者料金との比較	2)営業費の基準値との比較	
フレッツ光ネクスト	ファミリータイプ	○	○	
	ビジネスタイプ	○		
	マンションタイプ (VDSL方式/ LAN配線方式)	ミニ		○
		プラン1		○
		プラン2		○
	マンションタイプ (光配線方式)	ミニ		○
		プラン1		○
プラン2		○		
フレッツ光ライト	ファミリータイプ	○	○	
	マンションタイプ	○		
フレッツ・光プレミアム	マンションタイプ (VDSL方式/ LAN配線方式)	ミニ	○	○
		プラン1	○	
		プラン2	○	
	マンションタイプ (光配線方式)	プラン1	○	
		プラン2	○	
ひかり電話		—	—	

サービスブランド	利用形態	1)利用者料金との比較	2)営業費の基準値との比較
ビジネスイーサ ワイド	MA設備まで利用する場合	—	—
	県内設備まで利用する場合	—	

(注) ○：スタックテストの要件を満たしていると認められるもの
 ×：スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの
 —：平成27年度接続料を暫定的に適用するため、スタックテストを実施していないもの

(検証結果に対する総務省の考え方)

■ フレッツ光ネクスト

全てのサービスメニューについて利用者料金が接続料を上回っており、かつ、営業費相当分が営業費の基準値を上回っているため、接続料が不適正であるとは認められない。

■ フレッツ光ライト

全てのサービスメニューについて利用者料金が接続料を上回っており、かつ、営業費相当分が営業費の基準値を上回っているため、接続料が不適正であるとは認められない。

■ フレッツ光・プレミアム

全てのサービスメニューについて利用者料金が接続料を上回っており、かつ、営業費相当分が営業費の基準値を上回っているため、接続料が不適正であるとは認められない。

【東日本】

平成26年度の利用者向け料金と接続料金の水準の比較

(単位:億円)

サービス	①利用者 料金収入	②接続料金 相当	③差分 (①-②)
加入電話・ISDN基本料	3,002	2,097	905
加入電話・ISDN通話料	302	163	139
公衆電話(デジタル公衆を含む)	12	66	▲ 54
番号案内	17	44	▲ 27
Bフレッツ	452	167	285
フレッツADSL	218	77	141
フレッツISDN	14	7	7
フレッツ光ネクスト	3,820	1,440	2,380
フレッツ光ライト	213	126	87

(注1)接続料金相当は、各サービスで使用する設備ごとの需要数に今回申請した接続料金を乗じて算定しております。

(注2)加入電話・ISDN基本料の接続料金相当には、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものに係る費用(NTSコスト)の408億円は含んでいません。

【西日本】

平成26年度の利用者向け料金と接続料金の水準の比較

(単位:億円)

サービス	①利用者 料金収入	②接続料金 相当	③差分 (①-②)
加入電話・ISDN基本料	3,038	2,196	842
加入電話・ISDN通話料	280	151	129
公衆電話(デジタル公衆を含む)	12	59	▲ 47
番号案内	20	45	▲ 25
Bフレッツ	1,189	445	744
フレッツADSL	245	69	176
フレッツISDN	18	9	9
フレッツ光ネクスト	2,391	1,033	1,358
フレッツ光ライト	138	90	48

(注1)接続料金相当は、各サービスで使用する設備ごとの需要数に今回申請した接続料金を乗じて算定しております。

(注2)加入電話・ISDN基本料の接続料金相当には、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものに係る費用(NTSコスト)の370億円は含んでいません。